

# 淀川水系流域委員会 第57回委員会

## 議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

河地委員 橋爪委員

日 時	平成19年 8月 9日（木）
	午前 9時30分 開会
	午後 0時53分 閉会
場 所	大阪会館 1F A+B+Cホール

[午前 9時30分 開会]

## 1. 開会

### ○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、定刻になりましたので、これより淀川水系流域委員会第57回委員会を開催いたします。委員会の開催に当たりまして、本日の出席者についてご報告いたします。本日ここに18名いらっしゃっておりますけれども、深町委員からご連絡いただきまして、間もなくお見えになるかと。あつ、今お見えになりまして、本日19名の委員にご出席いただいております。定足数が13名でございますので、委員会として成立しておりますことをご報告いたします。

司会進行は委員会庶務・近藤が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いを若干させていただきたいと思っております。

まず、配付資料でございますが、資料はお配りしました袋の中に入れてございますが、黄色の「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がつけてございます資料で報告資料1、委員紹介資料、審議資料4-1-1から4-1-3、4-2、4-3-1から4-3-2、4-4-1から4-4-2、参考資料1、2、3の合わせて13点を入れてございます。不足資料等ございましたら庶務の方にお申しつけください。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては、前回の委員会であります1月30日に開催しました第56回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして発言に当たってのお願いでございますが、発言いただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、発言の際には必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので審議中の発言はご遠慮お願いいたしますようお願いします。円滑な審議の推進にご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話につきましては音の出ない設定でお願いいたします。

## 2. 挨拶

### 1) 前委員長

### ○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは議事の方に移りたいと思うのですが、これまで委員長の方にマイクをお渡ししているところでございますが、現段階でまだ新しい委員長が決まっておられませんのできょうの会議の招集者である今本前委員長の方にマイクをお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ○今本前委員長

前委員長の今本です。新規の委員の皆さんには、初めまして、よろしく申し上げます。また、継続の委員の方にはお久しぶりです。この休止という期間を乗り越えて新たに委員会が再開された、何はともあれ、おめでたいことだと思っております。

一言ごあいさつさせていただきます。歴代委員長から委員会へのメッセージを、私、預かってきておりますので、それを読ませていただきます。最初は初代委員長の芦田先生からのメッセージです。

各位にはこの度、再開された淀川水系流域委員会の委員にご就任なさいまして大変ご苦労さまです。いよいよ淀川水系河川整備計画について、基本計画が策定され整備計画に対する本格的な議論が行われることになりましたことを大変嬉しく思っております。最初の会合が8月9日に開かれると聞いております。私は初代委員長として、平成13年2月から2期4年間、委員の皆様とともに努力してまいりましたが、基本計画がなかなか示されず、最後の使命を果たすことが出来ませんでした。私のあとを継いで下さった寺田委員長、今本委員長の時も同様でした。この度、皆様方は私達が遣り残した仕事を完結していただくことに大きな期待を寄せております。直接お目にかかりご挨拶したいところですが、体調不良のため、失礼ながら文書でもってご挨拶させていただきます。

私達が国土交通省近畿地方整備局から諮問された事項は整備計画について意見を述べる事と住民の意見を聞きこれを整備計画に反映させることの2点でした。これは何れも、河川法の改正された項目に対応するものであります。近畿地方整備局は改正河川法による河川整備の新しい理念の具体化と充実した住民参加手続きの実施について強い改革の意欲を持っておられましたので、私達委員も必死でした。私たちは、河川整備のあり方を根本的に改革したいと意欲に燃えている河川管理者と緊張関係をもち自主的に、また徹底した情報公開のもと、かつ地域住民の意見も出来るだけ吸収しようとする立場にたって議論を重ね、上記諮問事項に関して数々の提言書や意見書を取りまとめました。残念ながら、上記した理由で最終的に整備計画の策定までにはいたりませんでした。新たな河川整備計画を作るうえでは参考になろうと思います。少し押し付けがましい言い方で恐縮ですが、私達がつくりました提言や意見書を皆様がおつくりになる整備計画についての意見書作成に役立てていただければ、今まで大変熱心に議論してこられた委員の皆様のご苦労も報われるもので有難いことです。なにとぞよろしくお願いいたします。

特に、重要な事は住民の意見を反映させることだと私は思っています。地域の川のことは住民が一番良く知っておられます。また川づくりは川だけでできるものではありません。川と流域を

一体的に考え、河川管理者と地域住民が協力してはじめて成功すると思います。このためには、河川管理者と地域住民とが情報を共有し信頼関係を構築することが大切です。

もう一つ重要なことは、河川のような自然を対象にする場合では、状況は絶えず変化し、一度作った計画でも変更する必要性があります。したがって、モニタリングを続け、計画の持続的改善を図っていくことが大切です。そのため、事業の監視と評価についても近畿地方整備局から諮問を受け、流域委員会の規程に入っております。このため淀川水系流域委員会は整備計画が策定された後も継続して設置するとされていますが、私は大切なことだと思います。

以上、いろいろと余計な事も申しましたが、委員各位におかれましては高いご見識により内外のモデルとなるような立派な整備計画をおつくりになるようお願いいたします。

勿論これには河川管理者のご協力と積極的な姿勢が必須であります。河川管理者の皆様にも宜しくお願いいたします。

続きまして、第2代委員長の寺田先生からのメッセージです。「第三次淀川水系流域委員会に望むこと」というタイトルがついております。

このたび、休止・中断となっていた淀川水系流域委員会の審議が再開されることになったことを、この委員会の元委員長としてたいへん嬉しく思っております。第三次委員会の委員に就任されました委員の皆さま、ご就任まことにおめでとうございませう。また、たいへんご苦労さまです。

さて、委員会発足以来、すでに6年半が経過しておりますが、この間の委員会および近畿地整が目指してきた新しい審議の形と方法—いわゆる「淀川モデル」—は、より良い川づくりの実現を目的とするものであり、全国から注目されるとともに、評価をいただいていたところでありませう。川に関わっておられる多くの方々から、大きな期待と共感をいただいたこの「淀川モデル」の核心を、どうか受け継いでいただきますよう、心からお願いいたします。

ところで、漏れ聞くとところによりませうと、近畿地整は、第三次淀川水系流域委員会の審議の形と方法を大きく変えようと考えておられるようであります。しかしながら、委員会の審議の形と方法をどのようなものにするかということは、委員会が主体的かつ自主的に決めるべき事柄であり、河川管理者には何らの発言権も、提案権もないのです。河川管理者は人事権を有するだけであり、委員会の審議方法や運営方法に関しては何らの権限もないのです。もし、このことを無視し、河川管理者が委員会の審議方法や運営方法に立ち入り、これまでに淀川水系流域委員会が創り上げてきた審議の形・方法—いわゆる「淀川モデル」—を変えてしまうようなことがあるとすれば、それは、まさに自己否定であり、改正河川法の趣旨をまったく無視する暴挙と言わざるをえませう。委員の皆さまにおかれませうも、以上のことがらを十二分にご認識いただきますとと

もに、適確なるご判断と行動をしていただきますよう心からお願いいたします。

以上、たいへん差し出がましいことを申し上げましたが、より良い川づくりの実現のために日々努力をされている全国の方々が、大きな期待をもって淀川水系流域委員会再開の成行きを注視されておられます。どうか、これまで以上に、全国からの共感と信頼を得られるような充実した審議の形と方法の実践により、すばらしい整備計画の策定という大きな成果を挙げられますよう、心から祈念いたします。

長くなりますが、最後にもう1つ、これは私からのメッセージです。

第三次淀川水系流域委員会の発足に際し、前委員長としての希望を述べさせていただきます。

本委員会は、平成15年12月の「基礎原案に対する意見書」の「はじめに」で述べていますように、「改正河川法による河川整備の新しい理念の具体化と充実した住民参加手続の実施についての並々ならない強い意欲」をもった淀川水系河川管理者により、平成12年7月に設置された「準備会議」の答申を踏まえて、平成13年2月に設置されました。その後、委員会は、河川管理者との適度な緊張のもとに、多くの答申あるいは意見書をとりまとめていますが、その背景に河川管理者の協調があったことはいまでもありません。

ところが、最近の河川管理者にはおよそ常軌を逸したとしか思えない行動が目立ちます。05年9月の河川部長による「事業中のダムについての方針の発表」、さらには06年9月の局長による「委員会の休止発言」という委員会の存在を無視した「記者発表」がありました。そして、極みが第三次委員会の委員の選出です。

せっかく、委員候補推薦委員会を設置し、委員候補の公募を行い、委員会も公開しながら、自らが庶務を担当し、推薦委員会による推薦を新規候補のみに限定し、定数を上回る新規候補と前委員のなかから、河川管理者が実質選出するという不透明さを残しました。どのような委員を選ぼうとも、河川管理者が選ぶことに社会は「不信」をもっているのです。第一次および第二次委員会の委員の選出では、実質上の選出を第三者機関に委ねたのは、こうした不信を払拭するためでした。いま、社会は、第三次委員会を河川管理者の「お気に入り」の委員で構成された「お手盛り委員会」と見ています。

第三次委員会はこの「不信」を背負った不幸な出発でありましたが、「今後の公共事業の計画づくりのモデル」となることを目指した第一次および第二次委員会の根幹を継承することによって不信を払拭し、河川法改正の趣旨を反映した河川整備計画案を作成されますことを強く希望しています。河川管理者主導の「御用委員会」には決してならないようにしてください。

河川管理者におかれましても、委員会設置時の意欲を思い起こし、姑息な手法に頼ることなく、

正々堂々と「筋」を通していただきたいと思います。今後とも委員会の自主的な運営を支援されますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。

## 2) 河川管理者

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

続きまして、委員会の設置者であります河川管理者を代表いたしまして、国土交通省近畿地方整備局河川部長・谷本光司様よりごあいさついただきます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

おはようございます。近畿地方整備局河川部長の谷本でございます。委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

流域委員会としては約7カ月ぶりの再開ということになるわけでございます。改めてこれまでの経緯等を少しお話をさせていただきたいと思います。

平成9年に河川法が改正をされまして、河川整備基本方針、そして河川整備計画というものをつくるということが法律で定められております。それから10年を経過しておるわけですが、いまだに方針あるいは整備計画ができてない水系がたくさん残っております。

近畿地方で申し上げますと、一級水系が10ございますが、このうち方針と整備計画がそろっているのは由良川と九頭竜川という2つの水系だけでございます。5つの水系ではまだ方針もできておらない、審議もできておらないという状況でございます。そして、この淀川と紀ノ川、そして揖保川の3つの水系では基本方針ができた。淀川の場合は、手続上小委員会の審議をもって河川分科会で承認されたということで、実質的に基本方針ができたということでございます。正式には官報告示という手続を残しております。ようやくその2つつくらんといかんうちの1つが東京の審議会で作っていただけたと。もう一つの整備計画をこれから頑張ってつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

特にこの整備計画というのは河川整備をやっていく上でのいろんな整備事業の順番、あるいはその河川の日々の管理、そしてそのやり方というようなことを具体的に書き込む内容でございますので、この流域委員会の場で学識者のご意見もお伺いするし、また各地域で住民の皆さん方からのご意見をお聞きする場もこれからたくさん持たないといけないと思っております。そして、自治体の方々のご意見も並行して聞かせていただくと、こういうことを精力的に行いまして、一日も早く整

備計画をつくり上げたいと思っております。

流域委員会は、先ほどからもお話にありましたように、6年半前に発足をしておりまして、もちろんその基本方針がないという状態ではありましたが、大変熱心なご議論を重ねていただきまして、たくさんのご意見、提言をいただいております。そういったものが現在の基礎案というものに集約されておるといふふうに考えております。現在はこの基礎案を整備計画にかわるものとして日々の河川管理あるいは整備に当たっておるわけでございますが、法律で定められた計画にしたいというのが我々の考えでございます。

目標として今年度中をめどに整備計画をつくり上げたいというふうに思っております、これは大変厳しいスケジュールになります。整備計画の原案を我々がお示した後ここでご議論いただいて、このスケジュールですとご意見を年内ぐらいにはお聞かせいただかないとなかなかこのスケジュールに乗っていけないというちょっとしんどいスケジュールを考えておるといふことでございます。この点、まずよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、この7カ月ほどの間に、というか2月から4月にかけてレビュー委員会というものを開催させていただきました。それまでの流域委員会の6年の活動を振り返って、どういう点がよかったのか、あるいはどういう点にさらなる工夫の余地があるのかということも議論していただきました。それはレビュー委員会の見解という形で取りまとめられております。

いわゆる淀川モデルという広く住民の参画を求めるといふ点を含めて、たくさんの評価すべき点があるという結果にもなっておりますし、もう一方ではいろいろな反省点もあるということになっております。とりわけ反省点につきましては、委員会がということではなくて、河川管理者の側に努力、工夫が足りない、もうちょっと頑張らんといかんというようなご指摘になっておるといふふうに理解をしております。後ほど資料にもつけておりますが、それを受けて河川管理者もこれからさらなる工夫、努力をさせていただく、あるいはチャレンジをさせていただくということを考えておりますので、この辺はどうかご理解をいただきたいと思っております。

この後まだまだ暑い季節が続きます。この暑い最中に現場視察等の日程も組ませていただくことになりまして大変厳しいことになると思っておりますけれども、我々の目標とするスケジュールも念頭に置いていただきまして、ぜひ実りの多い、そして効率的なご審議を賜りますことをお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 報告

#### 1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○今本前委員長

それでは、庶務に「前回委員会以降の会議開催経過について」を報告していただきます。お願いします。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

委員会庶務の前原でございます。これより第56回委員会以降の会議開催経過についてご報告申し上げます。お手元の報告資料1をご参照ください。

まず、第85回運営会議の報告でございます。2007年1月27日の13時半より京都リサーチパークにて開催されました。参加者は委員10名、河川管理者3名でございました。各意見書の作成状況について説明がなされ、意見書の内容や今後のスケジュール、少数意見についての審議が行われました。

続きまして、第86回運営会議の報告でございます。1月30日の11時より大阪市中央公会堂にて開催されました。参加者は委員10名、河川管理者3名でございました。第56回委員会の進め方について審議がなされ、ダム等の管理にかかわるフォローアップについて各テーマ担当から説明してもらうこと、利水及び水需要管理、意見聴取と反映、水位操作に関する意見について各部長より説明してもらうことなどが決められました。

最後に第56回委員会の報告でございます。1月30日の14時半より大阪市中央公会堂にて開催され、20名の委員が参加されました。審議の結果、平成18年度ダム定期報告書への意見、水需要管理の実現に向けて、住民参加のさらなる進化に向けて、琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題、事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について、以上が委員会の意見書として承認されました。また、次期委員会への申し送りは一部修正した上で委員会の意見書として承認されました。以上でございます。

○今本前委員長

ただいまの報告に対しまして何かご意見いただくことございませんでしょうか。新規の委員の方にお認めくださいと言うのもおかしいかもわかりませんが、委員会として今の報告をお認めいただくようお願いします。

4. 委員の紹介

○今本前委員長

では、引き続きまして委員の紹介に入りますが、これも庶務の方からお願いできますか。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい。それでは、議事4「委員の紹介」に移らせていただきます。委員紹介資料をお配りしておりますが、出席している委員のお名前を五十音順にお呼びいたしますので、ご起立いただきまして

皆様に一言ずつ自己紹介をしていただければと思います。また、委員におかれましては再任された委員、今回初めて選定された委員がいらっしゃいますが、お配りしております委員名簿に表記させていただいておりますので口頭ではお名前だけ申し上げたいと思います。

それでは、綾史郎委員、よろしくお願いいたします。

**○綾委員**

綾でございます。よろしくお願いいたします。対象分野でお手元の資料では治水・防災、河川となっておりますが、大学の方で河川工学の関係のものを教えております。研究内容としては河川水理と河川生態環境、主に最近、淀川の自然環境の再生とか保全とか、そういうことを中心にやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○庶務（日本能率協会総研 近藤）**

ありがとうございました。続きまして、池野誓男委員でございます。

**○池野委員**

池野でございます。昭和41年に大阪府に入りまして、約30年ほど河川行政に携わってまいりました。その間、大東水害あるいは大和川の激甚な災害等、いろいろな災害に見舞われ、その対応をいたしました。本委員会ではその経験が少しでもお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○庶務（日本能率協会総研 近藤）**

ありがとうございました。川上聰委員でございます。

**○川上委員**

川上でございます。大学で法律を学びましたけれども、その後25年間商社に勤めまして、その間から河川における市民活動、子供たちの川に学ぶ体験活動とか環境保全活動等を行ってまいりまして、肩書は全国水環境交流会の理事、木津川源流研究所の所長ということになっております。3度目の務めでございますが、精いっぱい頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

**○庶務（日本能率協会総研 近藤）**

河田恵昭委員でございます。

**○河田委員**

京都大学防災研究所の河田でございます。私、現在5年前にできております阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長も兼務してございます。専門は危機管理全般でございます。私、大阪生まれの大阪育ちでございます。現在もそうですけれども、毎日淀川を見ながら生活しているということで、今回新規の委員として選出されてきております。よろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。河地利彦委員でございます。

○河地委員

今ご紹介いただきましたように、河地でございます。京都大学の農学研究科で主として農業水利の面から水資源工学の教育と研究に携わっております。私自身、琵琶湖の湖北の方に生まれ育ち、現在も生活しております。琵琶湖流域の一住民でございます。まあ、そういうことはあれですが、主として私の専門の立場から何かお役に立てればと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。続きまして、佐藤茂雄委員でございます。

○佐藤委員

佐藤でございます。学生時代琵琶湖で水に親しみまして、今大阪で水を生かしたまちづくりというテーマで取り組んでおりまして、いつも念頭にあるのは琵琶湖・淀川水系の恩恵でありまして、琵琶湖・淀川水系との共生といいますか、水を大切にしながらということで、その切り口でお役に立てればと、こう思っております。よろしく願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。佐野静代委員でございます。

○佐野委員

滋賀大学の佐野と申します。専門は歴史地理学で、特に琵琶湖沿岸の漁撈活動と伝統的な民俗文化について歴史の視点から研究をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。澤井健二委員でございます。

○澤井委員

摂南大学の澤井でございます。私の研究上の専門は河川工学の中でも川の中の土砂の動きを扱う、土砂水理学と称しております。ここ10年間は市民活動にかなり力を入れておりまして、水辺の保全を図りつつ有効な活用をしたいということでボートの活用等で流域連携を図っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。寶馨委員でございます。

## ○寶委員

寶でございます。珍しい名前なんですけれども、私、彦根の出身でございます、その後ほとんど淀川流域で過ごしております。彦根から京都へ参りまして、近江八幡、それから兵庫県の西宮へ移りまして、その後高槻に住んでおりました。それで、大学時代から京都がほとんどなんですけれども、一時期岐阜の方に住んでいたことがありまして、岐阜大学に4年間ほど転勤しておりました。そのときは長良川河口堰がそろそろできようかというような時期を岐阜大学で過ごさせていただいております。

専門は河川にかかわります、水文学と申しまして、地球上あるいは流域の水循環を取り扱う科学、工学でございますけれども、特に流域に降った雨が森林あるいは農地あるいは都市域を通してどのように河川に出てくるかというようなことを研究しております、100年確率の雨がどうなるかとか洪水がどうなるかとか、そういったことも研究しております。まあ、住民でもございますし、こういった専門の立場からこの委員会に貢献させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

## ○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。田中真澄委員でございます。

## ○田中委員

田中でございます。私は、京都は鴨川の水源地に位置しております山寺の住職をしております。恵まれた上流域の環境の中で、森林と川、こういう生態系上非常に大事なことを考えながら、地域の住民の人たちと学習しながら、社会的にメッセージを発信しながら、微力ではありますが、続けております。と同時に、その中から人間を感じる精神的な面も含めていろいろと住民の人たちと意見を交流しながら務めております。今後ともまたいろいろお世話になると思っておりますが、よろしく願いいたします。

## ○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。千代延明憲委員でございます。

## ○千代延委員

千代延です。2次委員をさせていただいております、いよいよ整備計画の原案を審議するという、こういう重要な局面でお引き受けしていかどうか若干悩みましたが、第2次委員会が1月30日に一応終わりました。そこで委員会は休止になりました。そのときに、きょうはお見えになっておりませんが、布村局長が会議の始まる前に委員を集められまして「意見かご希望か、何でもいから、あればおっしゃってください」ということを言われました。そこで私は、今まで委員会と河

川管理者が最大限努力して基礎案というところまでこぎつけておりますと。これを大切に、少なくとも後退させることはしていただきたくないということを申しました。そうしますと、局長は、後退させるようなことは決して考えていないということをおっしゃいました。そのことを思い出しまして「よし、もう一度務めさせていただこう」というふうに思ってやってまいりました。よろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。橋爪紳也委員でございます。

○橋爪委員

大阪市立大学の橋爪でございます。専門は文化財保護あるいは都市計画なんですが、最近は市民参加型のまちづくりの実践を一市民としております。よろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございます。深町加津枝委員でございます。

○深町委員

深町と申します。私は琵琶湖のほとりに暮らしてしまして、職場は賀茂川のすぐ近くにありますので非常に水環境というのは、ここにありますが、単に植物だけではなくて、人の暮らしとの関係というようなことでずっと関心を持っていました。この委員会がどうなるのかなというのは一人の専門家としてだけではなく住民としても心配をしていましたので、自分ができることを精いっぱいやっていきたいと思っています。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございます。本多孝委員でございます。

○本多委員

委員リストの19番にあります本多と申します。他のことはここを参考にさせていただけたらと思います。ほかに、私は今のところ流域ネット猪名川というところで役員をさせていただいています。それから、1期から6年間流域委員をさせていただきまして、今回3期目ということで非常に1期からのメンバーが少なくなりました。今本前委員長、それから寺田・芦田元委員長のお言葉をいただきまして、淀川モデルを発展させていきたいと、そういう思いで頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございます。水野敏明委員でございます。

○水野委員

国際自然保護NGOであるWWF ジャパンの自然保護室の水野敏明という者です。よろしくお願いします。現在、琵琶湖博物館の特別研究員として琵琶湖博物館に在籍させていただいて、地域の魚のことは地域の人が一番よく知っているということで地域の人々の魚をとった情報を集めて、それを集約してモニタリングにして、それで生物の方のリスクガバナンスに持っていくという琵琶湖お魚ネットワークというものを企画したりしています。もともとはリスク評価、リスクガバナンスを専門としていますので、そちらの方の知見も生かしてぜひご意見をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございます。水山高久委員でございます。

○水山委員

水山でございます。京都大学農学研究科森林科学専攻におりまして、専門は治山・砂防、森林の洪水、土砂災害に対する効果・評価というのを専門にしております。よろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございます。宮本博司委員でございます。

○宮本委員

おはようございます。宮本でございます。私、28年間国土交通省で川にかかわる仕事をしてまいりまして、昨年の7月でございますけれども退職いたしまして、京都に実家がございます、実家の家業といいますか会社で働いております。今回、新しい流域委員会を発足するに当たりまして公募がございました。それに流域住民といたしまして応募いたしました。これからこの淀川流域委員会は正念場を迎えると思います。流域住民の一人といたしまして意見を申し上げて何らかのお役に立てばというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございます。村上哲生委員でございます。

○村上委員

名古屋女子大学の村上と申します。第2期からの継続の委員です。私の専門は陸水学と言いまして、川や湖を対象とした学問です。特に微小な生物と水質とのかかわり合い、そのあたりを中心に研究をしております。第2期、第1期の淀川流域委員会の議論の流れ、それを尊重して尽力したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

ありがとうございます。山下淳委員でございます。

○山下委員

同志社大学政策学部の山下でございます。専門は行政法です。中でも計画法とか土地利用規制法といったあたりがずっとやってきたことです。よろしく願いをいたします。

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

ありがとうございます。なお、本日ご欠席でございますが、岡田憲夫委員、川崎雅史委員、竹門康弘委員、中村正久委員、西野麻知子委員にご就任いただいております。以上でございます。

5. 審議

1) 議事進行について

○今本前委員長

それでは審議に入らせていただきますが、実は私はこの段階まではこの委員会の招集者として進行を務めてまいりました。それで、規約によりますと、次期委員長が決まるまでは前委員長が議長を務めるというふうになっております。しかし、今回はこの間に休止という異常な事態がありました。規約は当然休止ということを想定していません。そういうことで、今回だれがこの審議のところに入って進行をするのがいいのか。これまでは運営会議で決めていました。現在はその運営会議もありません。したがって、この場で皆さんにお諮りして決めたいと思います。

1つはこの私がするか、あるいは別の方に任せてこの進行役を委員の皆さん方の中で選んでいただくか、あるいは庶務というのがありますが、私は、庶務というのは委員会の運営に携わるだけで審議にかかわることはできないはずですので、庶務が議長を務めるというのは、これは文字どおりの第1回のとき以外はあるてはならないことだと思っております。この中でどういう形で進めさせてもらったらいいでしょうか。ご意見おありの方、よろしくお願いします。はい、どうぞ。

○川上委員

川上です。規約に基づいて行うのが原則だと思います。したがって、前委員長に進行を務めていただきたいというふうに考えます。

○今本前委員長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○本多委員

私もそのように思います。1期から2期に行ったときも芦田元委員長に引き続きやっていただきましたし、2期の途中の委員長交代の際も前任の委員長にやっていただきましたので、それになら

うのが一番いいのではないかと思いますのでその線をお願いしたいと思います。

○今本前委員長

ただいまの意見でこのまま私がもう少しせよということですが、それでよろしいでしょうか。

では、あとしばらくおつき合ください。

2) 委員長の選出

○今本前委員長

では、審議の2番目の「委員長の選出」に入りたいと思います。

これまでの委員長の選出では、いろんな方法をこの委員会はとってまいりました。基本的には委員の互選によるとなっておりますが、具体的な方法は規約では定められておりません。それで、今回どのような方法をとるのがいいのか、まずこの方法について相談いたしまして、その後次期委員長を選出するという形に入りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

では、どういう方法をとるか、これについてご意見おありの方ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○本多委員

今回初めて来られた方もいらっしゃる、また2期、1期やってこられた方もまだ新しい方をよくわからないという状況が片方であろうかと思います。それに、皆さんの中にはもう既に心の中に推薦したい人をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんので、私のあくまでも提案ではありますが、とりあえず一回皆さんがどんなふうに思っておられるのかということ投票ではなくてあくまでも無記名で一応出していただいて、それで大体こういう人を皆さん望んでおられるのかなということ掌握した上でそれぞれ推薦なり投票なりというような形に進めていってはどうかというふうに思います。いかがでしょうか。

○今本前委員長

新しい方法ですね。はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。今おっしゃったことはちょっとわかりにくいんですが。最初に何か入れるというよりも、私は、本多さんが最初におっしゃいました、初めてきょうお会いする人がお互いに多いわけですね。ですから、なかなかどんな人がいいかわからないと思うんですよ。ですから、私は、自薦もあり他薦もあり、よく御存じの方が推薦をして、その推薦をされた方が何人か出てみえると思うんですよ。その中でここで話し合いをして、話し合いで1人の方にまとまらなければ投票でもやむを得ないかなというふうに思います。

○今本前委員長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○田中委員

新しい委員の方も含めて、従来の方法も含めまして、自分みずから「委員長をぜひ」という方がおられればもちろんそれも尊重して、おられなければ、推薦される方も多々おられると思いますので、それはきちっとした形で推薦を言う。その上で、先ほどおっしゃったように、複数の方がおられれば従来どおりのようにきちっと多数決で投票して決めるというのが一番民主的なやり方ではないでしょうか。そう思っておりますのでよろしく。

○今本前委員長

ほか、この件に関してご発言はありますか。

○澤井委員

澤井です。おおむね先ほどのご提案に賛成なんですけれども、最終的に投票になった場合、過半数の獲得ということを経験した方がいいのではないかと思います。数人おられた場合には最終的に2人に絞り込んで決選投票までやるのがいいのではないかと思います。

○今本前委員長

はい、わかりました。ほか、いかがでしょうか。今、推薦という案と、一番大きく違うのはだれか候補者を推薦しようという案と、文字どおりの委員長を推薦しようという2つがあるかと思うのですが、これはどうでしょう。推薦一本でいかがでしょうか。まあ、2段階投票といいますか、そういうふうにするのも初めてのことでいいような気もするんですけどね。では、とりあえず推薦ということで、そこでもし何人かの候補者がおられて全会一致できないようであれば、そのときには投票ということよろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、どなたかから、自薦他薦結構だと思いますが。はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。これからこの委員会は、いよいよ整備計画原案という、まあ長いこと目指しておりました最終的な目的をここで果たしたいという局面に至っております。したがって、委員長をだれにするかというのは非常に大切なことだと思いますが。

私は、委員長に求めるものとして、いろいろありますが3つほど考えております。

その1つは、いい川づくりをしたいという情熱を持っておられる方。2番目に、この淀川流域委員会は、何度も言われておりますように、既に6年がたっておりますが、ただただ、いたずらに時間を経過したのではなく、非常に大きなことをやってきております。これは河川管理者と委員会の

間で熱心なキャッチボールの中でここまでできております。こうした経緯をよく認識してご理解いただいている方がよろしいと思います。

それからもう1つは、統率力とか調整能力とかいうものにたけていらっしゃる人が私は望ましいと思います。きょうは初めての顔合わせでございますので、皆さん、お客様のような顔をして非常におとなしいのですけれども、過去の経験から言いますと、いよいよ議論に脂が乗ってきますと、もちろん皆さん専門家の方が多くいらっしゃいますので、非常に激論が、当然ですが激論になります。そうした局面もありますので、やっぱり全体を調整し、統率力があってほしいという、この3点を私は望んでおります。

そこで、私は具体的には宮本さんを推薦いたします。理由は、宮本さんはいい川づくりをしようという、非常にこの情熱を持っていらっしゃる方だと私はお見受けしております。淀川河川事務所長のとき、それから河川部長になられたとき、それから去年退職をされた後、淀川水系のいろんなところを、足を運んで隅々まで見ておられます。そうして実態をよく把握して、問題点が何であるか、これでいいのか、これからどうしなければならないかというようなことを把握していらっしゃると見ております。

この情熱というのは、日本電産というちっぽけな会社が今やグローバルな企業になっていますけれども、社長の永守さんが、人間の能力はせいぜい差があっても1対3か5であるけれども、情熱というものは1対100でもあると。情熱にはそれほど差があるということですから、この情熱のある人に私はなっていたきたいと思います。

それから2番目に、宮本さんは過去の経緯をよく存じていらっしゃる。といいますのは、先ほどから出ておりましたけれども、6年前にこの委員会を立ち上げるその時期から、宮本さんはこういう委員会にしたいという理想に燃えられまして、非常に抵抗もあつたのではないかと思いますけれども、新しいことに取り組んでこれ、その結果、淀川流域委員会の経緯というものをどなたよりもよく知っておられると思います。

3つ目の調整力とか統率力とか、そういったものは、私の推察するところでございますけれども、宮本さんは現役のときに、日本でも有数な大変難しい事業に第一線でかかわっておられます。岡山県の苦田ダムとか、長良川河口堰とかいうのを、現地の第一線の責任者として大役を果たしてこられたと承っております。そういうことからして、調整能力とか統率力というのにはたけていらっしゃると、こういうふうに私は見ております。

したがいまして、宮本さんを推薦させていただきます。以上です。

○今本前委員長

ほか、ご意見、はい、どうぞ。

○川上委員

私も千代延さんのご意見に賛同いたします。

宮本さんは、長く河川行政の重職にあり、多くの河川事業の計画に従事された経験から、現在の淀川水系が抱える諸問題の改善に向けた高い見識を持っておられます。そして、みずからの足で淀川をくまなく歩き、その自然環境、治水、利水の要点を熟知していらっしゃいます。また、平成9年の河川法改正に至る背景と、その立法行政過程を熟知しておられます。さらに、この淀川水系流域委員会の設計者の1人でありまして、その設置後は河川部長として委員会とキャッチボールをしつつ、よりよい基礎案を策定するための不断の努力をしてこられました。

個人的に申し上げますと、物の見方が大変公平で、協調性に富み、かつ指導力にすぐれ、感性豊かな教養人だというふうに私は受け取っております。

以上、述べましたような理由から、整備局が河川整備計画の案を策定する最後の段階において、流域委員会が河川法上の意見を適切に述べるためのリーダーとして欠かせない貴重な人材であると考え、ここに推薦させていただきます。

○今本前委員長

ほか、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○田中委員

田中でございます。もう今、千代延委員、川上委員からもうすべて推薦の言葉を述べられたのですが、いろんな意味で満点といたしますか適格者といたしますか、私も同じように推薦したいと思えます。

もう1つつけ加えたいのは、住民参加という点で、その視点でも非常に宮本さんはいろんな体験をしてきておられる。このことについてもやはり非常に重要なことだと思います。その点についても宮本さんを推薦したいと思えます。よろしく申し上げます。

○今本前委員長

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○寶委員

寶でございます。私、新規の委員でございまして、過去のいきさつを、書類等では拝見しておりますし、流域委員会も一、二回は拝聴したことがあるのですけれども、また宮本さんは私よく存じ上げておりまして、大変すばらしい方でございますけれども、新規の立場から申しますと、今まで

のことを余りこうかかわっておられない方もいいのではないかというふうな気もするわけですね。フレッシュな観点で裁いていただくというのもいいのではなからうかと思っております。

といいましても、新規の委員の方、すべてを存じ上げているわけではございませんし、私に近いところの方をご推薦したいと思います。河田恵昭さんをご推薦したいと思います。

私どもの研究所の同僚でもございまして、この3月まで防災研究所の所長もしております、阪神・淡路大震災以後、危機管理につきましていろいろ尽力されて、こういった面では大変有能な方でもございますし、リーダーシップもあると思います。そういうリーダーとしての調整能力、あるいは議論が紛糾したときに調整するというような能力もあるのではなからうかと思っております。

それと、専門からいいますと河川畑ではないといえますか、我々は山の方から川につきまして水の動きをやっているわけですが、河田先生は当初、学生時代は川のことを少しやっておりましたけれども、その後、海岸、それから高潮、津波とか、そういった方向をやっております、そういう意味でも流域全体を、海の方からですね、下流側から見ていただけるような見識をお持ちではないかと思っております。

宮本さんも大変素晴らしい方でございますけれども、投票されるのであれば対立候補があった方がいいのではないかと、そういった観点でご推薦させていただきたいと思っております。

#### ○今本前委員長

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

#### ○水山委員

水山です。私は、私もというか、河田恵昭委員を推薦いたします。

宮本さんの熱意は、情熱は、よくわかっておるのですが、情熱があり過ぎるのも若干危惧されまして。

淀川流域モデルが宮本モデルになるのはちょっと困るなあというぐあいに思ってます。

で、公平感と、そういう意味で河田恵昭委員を推薦したいと思っております。

#### ○今本前委員長

ほか、いかがでしょうか。

まあ、本人からはなかなか言いにくいかも知りません。今推薦の名前が挙がったから意見を聞くのもちょっと僭越だと思いますし、少なくともお二人の名前が挙がった以上、投票ということにさせてもらってよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

### ○千代延委員

千代延です。河田先生はテレビでも講演会でも非常に、こちらからはよく存じ上げております。どのような方かというのも、先ほど寶委員からもありましたけれども、推測はしております。

それで、私も初めての方が多いので、ホームページ等で経歴等見させていただきました。余りにも大先生なののでしょうか。受けていらっしゃる審議会の数、あるいは委員会とか非常に多いと思うんですが、それでこの淀川流域委員会も、河川管理者は先ほどお聞きしますと非常に短期間のことを考えていらっしゃるのので、短期集中型になるのではないかという気がするわけです。そういうときに、先生の情熱とか能力ではないんです。物理的にそれほどたくさんのお引き受けになっていて、この淀川流域委員会というような、その委員長をお務めになる時間ですね、お体は1つしかございませんので、その辺のことをご本人にお聞きするのは、しかしこれはご本人にお聞きしないと、物理的なことですから。できましたら教えていただきたいと思います。

### ○今本前委員長

ご本人に、答えていただくのはちょっとどうかと思いますが、もし発言されるのであれば結構なんですけれども。

### ○河田委員

まあ、非常に緊張したムードですので困るんですが。

おっしゃるように、私は中央防災会議の例えば大規模水害対策専門調査会とかの座長代理とかを仰せつかっております。今回のこの委員の推薦をいただいたときにも、私はあと定年まで1年半ございますので、所長もやめたことだし少しゆっくりしようかと思っておったんですけれども、年をとりますとだんだん難しい問題ばかりがかかってきておりましたですね。

ですけれども、私、防災研究所で40年、ほぼ40年おまして、大学から受けたご恩といいますか、そういうものを社会にどう還元するかということがやっぱり非常に問題だろうと思っております。

阪神大震災の後できた人と防災未来センターも、ボランティアで5年、実は務めておまして、今1週間に半日ぐらいしか行っておりませんが、結構ルーチンでもう250万人入ったということでもうまくいっております。

この委員会、先ほど河川部長からも紹介ありましたように、できれば来年の3月ぐらいまでに決着をつけたいという短期決戦型、今、千代延さんがおっしゃるような形でございますので、私なりにも委員長ということであれば、その点の最優先事項としてスケジュールは調整させていただくと。決して欠席するようなことは、委員長ですから、そんなことはどの委員会でもやってはいけないことでありますから、その辺の覚悟はできております。

○今本前委員長

非常にこの委員会らしく、議論が活発にといいますか、うまくもめてきたという感じがするんですが。

まあ、名前をこれ以上挙げるのも、時間的にロスではないかと思しますので、一応、委員の皆様方は全員が候補者であるということで、この名簿の中から投票するということにさせてもらってよろしいでしょうか。そして、過半数を得る方が出るまで上位2名、2位が同数の場合にはその人も含めて決戦投票といいますか、それを繰り返していくという方法をとりたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

それでは、庶務の方、投票用紙を配っていただけますか。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい。今、投票用紙をお配りしますので、お名前をお書きいただきまして、投票箱の方に投函していただくようお願いいたします。

[投票用紙配付・記入]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

委員長。

○今本前委員長

はい。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

無記名でございますね。

○今本前委員長

もちろん、無記名です。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

括弧を記名用に入れていきますので、そこには書かないで、四角の中に投票していただきたいお名前を書いてください。

○今本前委員長

単記無記名ということで行きたいと思います。

なお、開票ですが、終わってからにさせていただきます。立ち会いに。よろしいでしょうか。

それでは、開票の立会人は河川管理者側から吉田さん、お願いできますか。それから委員側からは、庶務の一番近いところの本多さん、すいませんが、お願いします。

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

お書きいただけましたか。

○今本前委員長

はい。

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

それでは、投票箱に投函していただきます。

[投票]

○今本前委員長

庶務、開票してください。

[開票]

○今本前委員長

開票結果を発表いたします。

宮本博司さん13票、河田恵昭さん6票、合わせて19票です。

それでは、ぜひ宮本博司さん、次期委員長をよろしく願いいたします。

次期委員長の決まったところで、私のお役目これで終わります。本当に皆さん、どうも長い間ありがとうございました。これをもちまして退席させていただきます。どうもありがとうございました。

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

ありがとうございました。

ここで休憩を15分ほどとらせていただきます。ただいま4分でございますので、再開を55分といたしたいと思います。

それでは、暫時休憩で、55分までに席にお戻りください。よろしく願いいたします。

[午前10時40分 休憩]

[午前10時55分 再開]

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

会議を再開させていただきたいと思います。

それでは、このたび新委員長になられました宮本博司様よりごあいさつをお願いいたします。

### 3) 新委員長挨拶

○宮本委員長

改めまして宮本でございます。私もこうやって選挙で選ばれるというのは、小学校の学級委員以

来のことをごさいますて、本当に戸惑っております。大変なことになったなというふうに思っておりますけれども、この委員会の中で、とりあえずやれということをごさいますので、微力ではごさいますけれども、精いっぱいやりたいというふうに思っております。

それで、私は先ほど28年間、河川の仕事をやってきましたと言ってまいりましたけれども、こういうポストにつくからには、この淀川の河川整備計画、あるいは流域委員会と私がどのようなかわりがあったか、若干、初めにお話をした方が皆様方とこれから円滑に行くかなというふうに思います。

私が淀川の河川事務所の所長でありましたのが1999年10月だったというふうに思っております。それから、翌年の7月に淀川水系流域委員会の準備会議というものを立ち上げることになりました。そして、翌年の2月に淀川水系流域委員会が発足したということをごさいます。その後、淀川流域委員会から提言をいただいたり、あるいは意見をいただき、そして、河川管理者の方から第1稿、第2稿という整備計画の案のたたき台をキャッチボールしたということをごさいます。そして、2004年1月に河川部長になりました。そのすぐ後の5月に現在ごさいます河川整備計画の基礎案というのができたわけをごさいます。

ただ、その基礎案には、現在実施中の5つのダムについては、まだ具体的に提示できないということで、調査検討中ということになったわけをごさいます。そして、一昨年の6月に私は河川部長から河川局の防災課に行ったわけをごさいますけれども、その5月に5ダムの方針というのが近畿地整から出されたということをごさいます。そして、私は1年間本省におりまして、昨年の7月に退職いたしまして、先ほど言ったように現在実家におるということをごさいます。そして、この流域委員会は1月に休止になったということをごさいます。ざっと私の進んできた歩みと流域委員会の経緯を言いますと、そういうことになってごさいます。

それから、もう1点、私の流域委員会あるいは河川整備計画に対する思いを、少しだけお話をしたいというふうに思います。

私は、先ほど1999年10月に淀川の河川事務所長になったと言いましたけれども、その前に本省の河川局におりまして、その前に長良川の河口堰を現地で担当しておりました。皆さん御存じのとおり、長良川河口堰といえますのは全国的に反対運動が盛り上がったというものでごさいます。そして、長良川河口堰に限らず、いろんなダムあるいは堰を中心に、非常に河川行政に対する批判あるいは不信感があったというふうに私は感じておりました。

そして、なぜ私はそういうふうな河川行政に対する不信感が蔓延といえますか、あるのだろうかと自分なりに考えたわけをごさいます。ちょうど歴史をさかのぼりますと、枚方の洪水を契機にい

たしまして明治29年に河川法ができました。これは国によって治水事業を行っていくというものでございました。そして、高度成長期になりまして水資源開発が非常に急がれるということで、昭和39年、ちょうど東京オリンピックの年に新河川法ができたわけでございます。つらつら思いますに、その当時は大変洪水が多く、そして水争いが起こるほど水資源が足りないということでございます。そんな中で、当時の建設省でございますけれども、私たちは、治水それから利水、水資源開発について、どうぞ任せてくださいと。国民のコンセンサスも、「よし、建設省、やってくれ」というふうなコンセンサスがあったというふうに私は思っております。

しかし、その後、時代が流れてきまして、ある程度社会資本ができてきた。そして、人々の物質的といいますか、経済的な豊かさもできてまいりまして、どうも洪水対策、あるいは水資源開発だけをやっておるという単純な目的だけではない。河川に対して生態系もある、そして景観もある、そしてコミュニティーの話もある、いろんな価値観が私は出てきたというふうに思っております。そのいろんな価値観の中では、もう単に洪水対策をする、あるいは水資源開発をするという単純な目標では済まなくなってきたのではないかなと思っております。世の中の皆様方は、もう国土交通省、建設省に河川については任せたのではない、私たちだっていろんな価値観を持っているんだ、言いたいことがいっぱいあるんだということの中で、もう勝手にしてもらっては困るんだというふうな思いが出てきたのではないかなと私は思っております。

しかし、一方において、私もそのときは所属していたのですが、行政の方はやっぱり従来の流れで、川についてはもう我々に任せてほしいということの中で、行政の方は従来のトレンドでいく、そして世の中の方は、「いや、もう勝手にしてもらったら困るんだ、私たちも言いたいことがいっぱいあるんだ」というそのギャップが、私は構造的な河川行政に対する不信感を招いてきたのではないかなというふうに思っております。そして、それが一気に火を噴いたのが長良川河口堰の話であったのではないかなと、私自身は、そういうふうに思ってまいりました。

そして、そういう経緯の中で平成9年に河川法は改正されました。1つは、これまでの治水と利水にプラスして河川環境の保全と整備を目的とするということでございます。これはもう非常に大きな改定であります。そして、もう1つのポイントは、河川の計画については行政が決めてしまうのではなしに、行政はたたき台を出す。そして、住民の方の意見を反映する、学識経験者あるいは自治体の意見を聞くというふうなことが法的に盛り込まれたわけでございます。これは私の解釈では、もう河川管理者、国土交通省は河川の整備について勝手にしませんということを法律的に位置づけたのが河川法改正だというふうに、私自身は解釈しております。

そんな中で、私はその当時まだ本省におりましたけれども、淀川の河川事務所の方に参りまして、

さあこれから淀川で河川整備計画をつくるんだと。そのときには、とにかく行政に対する不信感を払拭しなければならないというふうに思いました。そして、そうするにはどうしたらいいかなというふうに思ったとき、よくわからなかったのですが、やはり河川に対するいろんな知識、あるいは思いを持っている方々がたくさんおられる。その多くの皆さん方と本当にキャッチボールをすることしか、本当の信頼感というのは育たないのではないかなと思いました。そして、そのキャッチボールも、単にボールを投げ合うというものではなしに、野球の基本でございますけれども相手の胸を目掛けて投げると、そのキャッチボールをしていかなければならないなというふうに思いました。

さて、それで具体的にどうするかということで、我々の知恵だけではなかなかわかりませんので準備会議というものをつくらせていただいたわけでございます。そして、その準備会議で出されたことの1つは、この流域委員会の委員は河川行政から独立した準備会議を選定するということでございます。そして、2点目は、情報公開を徹底的にやるということでございます。そして、3つ目は、住民の意見を積極的に流域委員会としても聞いていくのだということでございます。そして、最後に庶務、事務局についても、これは河川管理者ではなしに民間の河川行政から独立した人にやってもらうということが決められたわけございまして、これが後々の淀川方式といいますか、淀川モデルのスタートになったというふうに私は理解しております。

今、申し上げましたように、こういう格好の中でそれぞれ、みんなのいろんな思いがあると。その思いは、ばらばらなのが当然でございます。その現場をみんなで共有して、そしてその課題を共有しようと。その中からどうしていったらいいのかという対策を見いだそうと。それを積み上げていけば河川整備計画になるんだろうということで、これまで進んできたというふうに私は理解しております。

先ほどの歴代委員長のごあいさつもございましたけれども、今回の流域委員会はこれまでの流域委員会とは1点、スタートが違います。それは、今回の委員は河川行政が最終的には選ばれたということでございます。今までは河川行政から独立した機関が選んでまいりました。そういうことから、今、恐らくここにお集まりの住民の皆さん方も、この委員会はお手盛り、あるいはお墨付きの委員会になるのではないかなというふうな不信あるは不安を募らせている方々がおられるのではないかなというふうに思っております。私は委員長といたしまして、この委員会が決してお手盛りだ、またお墨付き委員会だといった批判を受けないように懸命に運営をしていきたいというふうに思っております。

それから、最後にもう1点でございますけれども、私は河川部長のときに職員に向かいまして言

ったことがございます。それは、これから委員会あるいはいろんな仕事をする上において決して隠さない、そしてごまかさない、そして逃げない、そしてうそをつかない、この4つは当たり前のことです。この当たり前のことだけはきっちり守っていこうぜということを私は河川部長のときに申し上げました。私は今回のこの運営に当たりまして、自分自身、今の4つの隠さない、ごまかさない、逃げない、そしてうそをつかない、これを私の信条としてやっていきたいと思っております。これは恐らく私がやめてからも近畿地整の河川部の中では多分守ってくれていると思っております。河川管理者にも再度確認しますけれども、その4つはぜひお願いしたいと思っております。

この流域委員会は決してこの流域委員会ですべて決めるではなく、自治体そして住民の方、そして河川管理者、そして流域委員会が本当にネットワークをつくって、そのネットワークというのは信頼感と緊張感だと思います。その中でこれからの淀川の整備、あるいは地域づくりに寄与できればというふうに考えております。

多分、至らない点がありまして、皆さん方から批判をいただくと思っておりますけれども、微力ではございますけれども一生懸命やります。どうぞ皆様方のご協力、委員の皆様、そして住民の皆さんのご協力を切にお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

それでは、先ほどお配りいただいた議事次第があるわけでございますけれども、今回のこの流域委員会というのは、先ほども言いましたけれども1次、2次というふうに継続しております。そして、この流域委員会の規約もございます。新しい委員の方々は、一体この流域委員会はどういう規約でどういうふうに運営されていくのかという憲法のところをまだ御存じのない方もおられるかと思っておりますので、そこをまず確認したいと思っております。事務局の方で現在の規約についてご説明をお願いいたします。

[参考資料2（淀川水系流域委員会規約）庶務朗読部分 省略]

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

ちょっとこれはくどくどと時間をとったわけでございますけれども、この規約がこの流域委員会の運営の原則ということでございますので、新たな委員もおられますので確認のためにこういう時間をとらせていただきました。

それでは、次の議事に入りたいのですが、ただいまご確認いただきましたこの規約の第7条第3項に、副委員長は委員長が、副部会長は部会長が指名するということになってございます。これからの運営については、いろいろ議論をしたいと思うのですが、とりあえず、その運営

会議も開く必要があろうかと思imasるので、副部長については、きょうの会議で決めておきたいというふうに思imas。副委員長は委員長が指名するということでござimasるので、僭越でござimasけれども私の方から副委員長のご指名をさせていただきたいと思imas。

お一人は継続の委員でござimasけれども、川上委員にお願いしたいというふうに思imas。川上委員、よろしいでしょうか。

**○川上委員**

はい、お受けします。

**○宮本委員長**

ありがとうございます。

それから、もうお一方、副委員長をお願いしたいと思imas。先ほどの会議の中で、私はどうも熱くなりすぎるので、少し冷静に会議を見守って運営してもらう方が必要だというふうに私も痛切に感じておりますので、新規の委員でござimasけれども、人文・経済・社会・法律の専門家でござimas山下委員にお願いしたいというふうに思imas。山下委員、よろしゅうござimasしょうか。

**○山下委員**

はい。

**○宮本委員長**

ありがとうございます。

それでは、副委員長には川上委員と山下委員になっていただくということをお願いしたいというふうに思imas。

この規約の中には委員会が決めるべきことといたしまして、例えば部会の設置についてでありますとか、あるいはワーキンググループの設置というふうなものがござimasけれども、今後の審議がどのように進んでいくかということ、あるいはその内容がどうかということによりまして、その部会内ワーキンググループの設置の必要性が議論されるというふうに思っております。

次は、この議事の4)でござimasけれども、河川管理者が今回のこの委員会に対してどのようなことをお願いされるといいますか、どういうことを議論していきたいんだというふうなこと、あるいは河川管理者が考えておりますスケジュール等につきまして、お聞きしてから決めるべきことは決めていきたいというふうに思imasるので、河川管理者の方から4)の河川管理者からの説明をお願いしたいというふうに思imas。

4) 河川管理者からの説明

①流域委員会等の今後の進め方に関する河川管理者の考え方について

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

近畿地方整備局河川調査官の井上でございます、よろしくお願いいたします。

まず、河川管理者の方のあいさつの前に、私ども異動がございますので、その新しく異動になった者を紹介したいと思います。まず、この前の3列の中では、私、河川調査官の井上でございます。それから、後列1列目に並んでおりますが、猪名川総合開発事務所長の松村でございます。猪名川河川事務所長の伊藤でございます。それから、淀川水系総合調査事務所の岡村でございます。大戸川ダム工事事務所の阿南でございます。それから、河川環境課長の村上でございます。河川計画課長の西澤でございます。琵琶湖河川事務所の津守でございます。それから、木津川上流河川事務所の桜井でございます。淀川ダム統管事務所の所長、佐中でございます。それから、水資源機構関西支社副社長、原でございます。それから、前列の方は最初にごあいさつさせていただきました河川部長の谷本でございます。それから、淀川河川事務所の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間も押し迫っておりますが、河川管理者からの説明ということでございまして、お手元にお配りしております審議資料の4-1-1、4-1-2、4-1-3、これは続けてご説明をさせていただきたいと思っております。失礼ですが座って説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料4-1-1でございますけれども、これはこれまでの「淀川水系流域委員会の経緯について」ということで、地方整備局の方でまとめた資料でございます。これまでの皆様のお話の中で、この経緯についてもかなり触れられたと思っておりますので、これについては簡単に進めたいと思っております。

まず、1ページ目、準備会議が平成12年7月から12月まで開かれまして、淀川水系流域委員会を設置するに当たって、流域委員会のあり方、構成メンバー等につきまして、学識経験者から提言をいただくということで設置されたものでございます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。流域委員会、これは平成13年2月から平成17年1月の分でございますけれども、当初は、淀川水系流域委員会委員22名、その他部会の委員計53名、最終的には全体で53名の委員会ということで設置されているところでございます。3ページにございますように、特徴といたしましては、委員による自主的な運営、幅広い意見の聴取等がございます。平成15年1月には、新たな河川整備をめざしてということで、提言を取りまとめたいたしたところでございます。

平成17年2月から平成19年1月につきましては、また新しい形で委員が選ばれております。当時、委員候補推薦委員会が設置されまして、公募等の手続を経まして委員継続15名、新規13名、計28名でこの委員会が設置されたところでございます。以下、その任務としましては、ここにありますように、先ほど規約の中でもご紹介された内容があるわけでございます。

平成19年1月には流域委員会の答申といたしまして、5ページの上から掲げてございます答申が河川管理者に提出されたところでございます。河川基本方針が策定されていない中で任期の満了を迎えまして、一時的に流域委員会は休止となりまして、その機を使いまして外部の委員の4名の方、流域委員会の委員の方、河川管理者の8名で淀川水系流域委員会レビュー委員会が平成19年2月から4月にかけて開催されたところでございます。

このレビュー委員会のまとめにつきましては、その後段の方についているところでございますけれども、ページにいたしまして、ちょうど12ページから13ページのところに「レビュー委員会の見解」ということが述べられているところでございます。

項目といたしましては、1つ目に「透明性、情報公開」、2つ目に「委員会の進め方、効率性」、3番目に「住民参加」、4番目に「委員の選任」、5番目に「その他」ということで見解がまとめられているところでございます。この中では、これまでの活動評価といたしまして、高く評価している点についてはそのまま評価し、改善すべきところは改善すべきというふうな趣旨に基づいて幾つかの見解が示されているところでございます。我々、河川管理者の方といたしましても、後ほどご説明いたしますが、このレビュー委員会の見解に基づいて、今後さまざまな工夫を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

2-3にございます「効率性」のところ、審議に関して時間、費用を費やしたというふうなご指摘もございました。今度、委員会に当たりまして、今回は専門的な意見を求める事項、その理由、目標とするスケジュール等を明示するということが必要になっておりますので、私どももそれに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、4-1のところでございます、「委員選任に係る評価」のところでございますけれども、その下から3行目にもございますように、「河川整備計画原案に対する意見を効率的、効果的に聴取できるよう、専門分野や構成をより一層検討する」ということでございます。

また、5-1に「委員の役割」といたしまして、「学識経験者は、自らの専門的知識をもとに意見を述べるのが基本的任務であることに鑑み、委員就任を依頼する際には、委員会としての役割や特に意見を求めたい分野を明確にしておく」ということで、我々としても取り組んできたところでございます。こうしたレビュー委員会がこの2月から4月に取りまとめられたところでございま

す。

5 ページにまた戻りまして、きょう発足しております流域委員会が始まったわけでございます。今、そのレビュー委員会で書かれていた指摘も踏まえて、私どもの方で、今回この淀川水系流域委員会の委員候補推薦委員会を設置して、委員の候補の推薦を進めて、ご検討を進めていただいたわけでございます。めくっていただきまして、6 ページのところに幾つかの項目が書いてあります。4 行目のところがございますように、「委員会候補推薦委員会から推薦を受けた新規委員候補及び前期委員会の中から、以下の点に基づき順次委員就任を打診」させていただきました。

専門分野は幾つかあるわけがございますけれども、大きな分野は4 つあるわけがございますけれども、その中に細かい小分類がございます。その小分類に示す分野を専門とする委員が必ず含まれていること。それから、新規委員と前期委員からの継続の方、この人数がおおむね半数ずつとなるようにするとともに、4 つに大別した大きな専門分野を見ても、その割合が大きく偏らないようにすることに心がけました。また、年齢、男女比のバランスを図る観点から、同一分野を専門とする候補の方が重複した場合には、原則として年齢の若い方、女性の方を優先することとさせていただきました。それから、新規委員候補に関しましては、推薦委員会で順位づけをしていただきました場合には、その順位に従って打診をさせていただいたところがございます。

また、各委員の就任打診を行う際には、私どもといたしまして委員としての役割であるとか、特に意見を求めたい分野、委員会の選定方法、委員のスケジュール・頻度等をご説明してご了解をいただき、委員の就任をお願いいたしました。その内諾を得た上で、もう一度推薦委員の先生の方々に、この委員構成の案をご確認いただきまして、その委員の選定の経過についてもご了解いただいて、今日に至っているところがございます。

次に、資料4-1-2に進めたいと思います。

資料4-1-2、タイトルは「淀川水系流域委員会等の今後の進め方に関する河川管理者の考え」というふうになっております。これにつきましても先ほど河川部長の方からごあいさつを申し上げたことも幾分重複していますが、もう一度、私の方からお話をさせていただきたいと思っております。

大きな丸の5つ目のところを見ていただきたいと思います。河川基本整備方針の策定を受け、これから速やかに河川整備計画の策定に入っていくこととしており、河川管理者といたしましては、今年度内をめどに河川法にのっとり河川整備計画を策定したいと考えております。そのためには、12月まで継続的に流域委員会からのご意見をいただき、河川整備計画の案を作成することと考えております。

河川管理者といたしましては、この河川整備計画の案を作成するに当たって、流域委員会に、特にご意見をいただきたいと考えている項目等については、今後示させていただきたいと考えております。流域委員会には、これから具体的な議論に入っていただくこととなりますが、それに当たりまして、効率的、効果的な審議が行えるように工夫をお願いしたいと考えております。

めくっていただきまして、2ページ目でございますけれども、その中で先ほどご紹介いたしましたレビュー委員会の見解を踏まえまして、河川管理者としてどのようなことをして取り組もうとしているのかということについて、3つほどここにご用意させていただいております。

まず、1つ目、河川管理者は積極的にみずからの見解を示し、流域委員会と河川管理者のキャッチボールを密に行っていきたい。それから、2つ目、流域委員会の審議が計画的かつ円滑に進められるように、河川管理者は目標とするスケジュール、予算、委員会の審議内容についての河川管理者の考え等を明確に示したいと考えております。それから、前期の流域委員会の方より、委員の発言は専門的知識に限られているのか、あるいは川づくりを考えるための知恵を発言する場なのかということ、時々揺れてそういうふうな発言をしたことがあるというふうなご意見をいただいたことでもございましたので、今般の流域委員会の委員の就任を行う際には、委員としての役割や特に意見を求めない分野について明確にご説明をしたところでございます。ただし、これは専門分野以外に関するコメント等を排除するものではございませんので、この点はここでもお伝えしたいと存じます。

私どもといたしましては流域委員会委員に対して、あるいはともに河川整備計画の作成に向けて取り組むわけでございますけれども、今後とも透明性、客観性、住民意見の反映を推進する姿勢に変わりはありません。

関係住民の意見を反映させるための措置も河川管理者としての責務でございますので、上下流にわたってはばすべての住民の方々が川づくりに関心を持っていただいて、理解が深まるように徹底した情報提供、意見聴取を行っていきたいと考えております。

また、河川関係自治体の首長さんの方々からの意見聴取につきましても、この流域委員会の検討と並行して行うこととなりますけれども、この自治体の首長の意見というものを十分尊重して、地域全体の合意形成を図っていきたいというふうに考えているところです。

また、学識者から構成されるこの流域委員会におきましても、この状況についても住民の方々や自治体の首長の方にお伝えしたり、また逆に住民や自治体の意見等をこの流域委員会の方で報告するなど、この情報の発信と共有に工夫を進めていきたいというふうに考えているところでござい

す。

その次に、資料4-1-3でございます。

これは近畿地方整備局河川部ということで、きょうは、この要請について、ここで我々としての現時点での考えということをお示しさせていただきたいと思っております。

1つは、任務として要請したい内容といたしましては、「淀川水系河川整備計画（案）を作成するにあたって意見を述べること」。2つ目、「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること」ということでございます。何分この整備計画の案を作成するに当たっての意見ということは非常に、先ほども短期で集中的にというお話もございましたように、私どもといたしましても集中的に審議していただきたいと考えております。ただ、一方で計画内容の進捗の点検に当たっても意見を述べていただくということは、我々河川管理者が持っております進捗状況を常に確認しながら計画変更に反映していくというスタンスとも一致しておりますので、引き続き要請したいというふうに考えているところでございます。

まずは、以上でございます。

**○宮本委員長**

はい、ありがとうございました。ただいまの河川管理者からのご説明に対しまして何か質問、あるいはご意見はございますでしょうか。

はい、川上委員。

**○川上委員**

川上です。規約の第2条、目的のところでございますけれども、ただいま河川調査官の方から要請がありました資料4-1-3に記載されている1と2、これが今後の第2条の目的に当たるといふことになるのであれば、第2条を改正しなければいけないと思うのですけれども、この4-1-3の資料の2につきましては、既に第2条の（1）にうたわれているところであります。1については新たに依頼されたということになるのかなというふうに思いますが、その他の（2）（3）（4）（5）についてはこのままでいいのか、あるいは変えようと考えていらっしゃるのか、その辺をちょっと確かめたいと思います。

**○宮本委員長**

それでは、その点について河川管理者、お願いいたします。

**○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）**

河川調査官の井上でございます。今のご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、私どもが今回この資料4-1-3で要請を考えていると申し上げましたのは、最終的には、

ご了承をいただいたら正式に委員長あてに要請したいと考えているもので、今、我々の考えとして持っているものでございます。この要請というものと規約というもの、これは委員会の中で委員会の委員の方々に決めていただくので、これはダイレクトにこの規約の改正ということについて、私どもが求めているというものではないということをもっと前提としてお話をしたいと思います。

それから、今のご質問の中で、規約の今の（3）（4）（5）にあるものが入っていないのかというご質問だったと思います。私どもの趣旨として、任務の要請の中にこれがなぜないのかというのでしょうか。

#### ○川上委員

この第2条の規定というのは、第2次流域委員会において河川管理者から委嘱された内容をそのまま記載して、流域委員会の目的として規定しているものなんですね。今回、この要請事項が、もしこの4-1-3の2つに限るということであれば、この規約を改正しなくてはいけないということになります。そういうことで今回これを提示されているのかどうかということの確認でございます。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上です。私どもはこちらの方で規約を改正していただきたいということを申しているわけではございません。私どもは任務としてこれを要請しているということでございます。

#### ○宮本委員長

ちょっとわかりにくいんですけども、皆さんわかりましたでしょうか、今のご説明。澤井委員、どうぞ。

#### ○澤井委員

澤井です。今の我々の規約の方と、それから今回出されている要請というものの関係については、要請されたことについては最低限我々はやっぱり審議をして答えなければいけないという理解ではないかと思えますね。それ以外のことを我々が審議してはいけないという制約はむしろない方がいいと思えますから、必ずしも規約の改正につなげる必要はないと私は思いますが、自由な、自発的な審議ができてしかるべきだと思います。

#### ○宮本委員長

ちょっと整理しますと、この規約の目的については河川管理者の方でも、当然の話なんですけれども、ああだこうだ言う話ではないということですよね。そうすると、今回のこの要請の2つの項目というのは、これはこの流域委員会のいわゆる目的を変えるとか変えないとかいうことではなしに、河川管理者として、これについて重点的に議論してほしいと、河川管理者の都合からすると、

この辺についてウエートを置いて議論してほしいというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上です。私、言葉足らずで申しわけありません。まさしくそのとおりでございます。

○宮本委員長

そのような河川管理者のご答弁でございますけれども、皆様方そういう理解でよろしいでしょうか。

はい、では皆様方ご理解いただくということで、規約の改正といいますか、流域委員会の目的は変わらないんだと。そして、こういうようなことについて我々は意見を申し述べるということは当然しないといけないんだけど、その中でも特にこの1と2について、河川管理者とすれば、早くといいますか、ぜひその辺にウエートを置いて議論してほしいというふうに理解させていただきます。

ほか、今の河川管理者のご説明に対してご意見なりご質問はございますでしょうか。はい、千代延委員どうぞ。

○千代延委員

千代延です。審議資料4-1-2です。1ページ目、丸の順番で言いますと5つ目です。下から2行、「そのためには、12月まで継続的に流域委員会からのご意見をいただき、河川整備計画の案を作成することとしています。」というところと、めくりまして2ページ目、ポツがありますね、ポツの3つ目、そこは「委員としての役割や特に意見を求めたい分野について明確にご説明しました」となっていますが、要するに、専門分野の意見を下さいと。ただし書きですけど、「ただし、専門以外の分野に関するコメントを排除するものではありません。」と、こうなっています。この2つを読み合わせますと、専門家の方がたくさんいらっしゃいます。それで、委員会として何かについてまとまった審議し、答申をしてくださいということではなくて、この「12月まで継続的に流域委員会からのご意見をいただき」というのは、いろんな部分部分で、順次専門家が当該専門分野について意見を言うたことを取り上げて、その原案を修正するという作業をされるのでしょうか。そのところをもう少しはっきり教えていただきたいと思います。

と申しますのは、専門家、ちょっといい例が見つかりませんが、例えば医者で、肺結核と糖尿病を両方持っている患者がいると、これは難しいんですけど。そのときに、肺結核の専門医、糖尿病の専門医、それぞれが自分の専門のことを言って、肺結核、これは十分栄養をとってくださいよと、どんどん栄養をとらないとこれはえらいことになりますよと。糖尿病の先生は、糖尿病にそんな栄

養をとられたら、あなた、もちませんよと。こういう、例えば専門家がそれぞれ意見を述べた場合、それだけを取り上げられたら、トータルとすればその2つの病気を持つとる患者というものをどうするのかと。

河川についても治水とすればこういうふうになりたいと。ただし、環境としてはこういう問題がありますよと。それを専門家がそれなりに自分の専門分野のについて、意見を言われまして、必ずしも矛盾してなければ余り問題はないかもしれませんが、そうでない場合いろんな立場から審議をして、そして初めて委員会としてはこうだと統一したものを答申しないと。今までのご説明を私が受け取ったところによりますと、専門家はただただ専門の意見として出してくればよろしいと。河川管理者はそれを順次取り上げて原案修正に反映すると、要するに何か、トータルとしての、委員会のというのが欲しいというふうにおっしゃっていないように思うんですよ。そこがどうも私はわかりかねますし、もしそういうものは要らないんだとおっしゃるのなら、私はまだ異論があります。ちょっとその辺をはっきりしていただけないでしょうか。

**○宮本委員長**

では、河川管理者をお願いします。

**○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）**

河川調査官の井上です。私どもここに書いてある趣旨は、今回各委員の方々に委員のご就任をいただいたときにもございますように、いろんな細かい専門分野というのが、この整備計画の案の作成に当たって必要であるということで、その意見はぜひ聞かないといけないということで、そのことの専門分野の人には必ずその専門的な知識をもってご意見をいただきたいということで、レビュー委員会のところにも書いてあります、その基本的な任務というのに従って意見を言っていただきたいということ、それをここで言っているわけがございます。ただ、そうやってしまうと、何かほかのことを言うてはいけないのではないかというふうな形になってしまうということで、ここにはそのほかの分野についてのコメントを排除するものではございませんということを書いております。

それから、最終的に今委員会として意見をどういうふうに取りまとめられるのかということは、これは委員会の中でご検討されることですし、我々の方では任務として委員会に対して意見を述べることということをお願いしているところがございますから、この委員会としてご意見をいただく、これは委員会の中でご議論をしていただける場というふうにご考えているところです。

ただ、委員会は順次いろんな形で今後12月までずっとありますので、この各委員会の場でもいろいろご意見をいただきながら、我々の方もいろんなことを考えながらやっていくわけですので、最

終的にまとめて意見をいただくとかいうことだけでなく、日々この委員会のたびにいただくご意見も我々としてお聞きしてというふうに考えて、それをここで12月まで継続的に意見をお聞きするというを書いているわけでございます。

○千代延委員

千代延です。何回も済みません。かつての例で言いますと、ちょっと表現が下手で申しわけないんですけど、整備計画基礎原案というのをお出しになりましたね。何年かの9月に出たと思うんです。それに対して委員会は同じ年の12月の終わりぐらいに意見書にまとめました。それで、私のイメージでは、今度整備計画原案というのをお出しになって、それに対し専門家の方はそれぞれ意見を述べられて委員会の中で審議し、最後に当委員会として意見書としてまとめて、それで答申の形でお出ししますというようなことを私はイメージしているんです。それは正しい理解でしょうか、間違っているのでしょうか、そこをはっきり教えていただきたいということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

河川部長の谷本です。イメージしておられるという意味では、おっしゃるとおりです。従来の形をイメージしていきます。ちょっと継続的という言葉をごんなどころに入れたんでわかりにくくしたと思うんですけれども、途中の議論の中でも我々、どんどん参考になることを取り入れて勉強していきたいというつもりで入っているということで、形は今までと同じです。

○千代延委員

はい、了解しました。

○宮本委員長

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

今のでちょっと確認したいんですけども、この12月までに、この委員会としてのまさに意見を出してほしいというのが河川管理者のお願いといたしますか、ということですね。

そうすると、当然河川整備計画の案がいつ出てくるのかということになるんですけれども、10月、11月ごろに出て、それで12月に出してくれと言われても、それは非常に無理だと思うんですけれども、河川整備計画の案はいつこの委員会に提示といたしますか、ご説明願えるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上です。私ども8月中、8月のうちに河川整備計画の原案を提出したい、世の中にお示しをしたいというふうに考えております。

○宮本委員長

わかりました。では、8月中にはこの委員会に対しても原案といたしますか、案が出るということ

でございますね。

一応、では、8月末あるいは9月の頭にはこの委員会に出していただくということで、それで河川管理者とすれば年内に意見をくれというふうなご意向でございます。これは実際議論し出してそのとおりいくかどうかはわかりませんが、一応このスタートに当たっては、それを目標に皆さん方で共通認識するということがよろしいでしょうか。

それでは、そういうふうなことで進めたいというふうに思います。

どうぞ、川上委員。

#### ○川上委員

その原案をお示しいただくときに、基礎案と今度の原案との比較対照資料をご用意いただいた方が我々には理解しやすいと思いますので、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上です。はい、そのように努力したいと思います。

#### ○宮本委員長

それでは、時間の関係もございませうけれども、次の報告といいますかに移りたいと思います。今度、淀川の現状と課題ということをご説明されるのでしょうか。

これはすごく分厚いパワーポイントなんでね、こんなことをやられると、これはあと3時間ぐらいかかると思うんですけども、どれぐらいの時間を考えてはるんですか。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。確かに、これを説明し出すとそれこそ1時間ぐらいかかってしまうので、画面上ではこれを抜粋させていただいて、ちょっと早口になるかもしれませんが、15分程度でさせていただきますければと思いますが。

#### ○宮本委員長

わかりました。どっちみち近々また現地のご案内というか現地での説明がございませうので、それでは、ポイントを絞って15分以内でお願いいたします。

#### ②淀川の現状と課題について

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

それでは、もう画面の方で直接させていただきます。まず、淀川の流域、見ていただいたらわかるように、琵琶湖が大きな存在感を占めているということでございます。

まず環境からまいります。この写真は淀川の下流域ですが、大都市の真ん中になんか自然が残っているという印象を受けますけれども、この自然がかなり劣化してきているという状況でして、そ

の象徴的なのがこのイタセンパラ、国の天然記念物ですが、この2年間姿を見せていないということでございます。

これは一つの要因といたしまして、上がその昭和40年代初めの淀川でございますが、川の周りにワンドと呼ばれる水域がかなり残っています。それが治水対策でもって川の直線化並びに高水敷の造成が行われているという状況です。断面的に見ますと、昔は水が流れておって、洪水になると水位が上がって、冠水域と呼ばれるところがたくさんあったんですが、現在それを深く、さらに横に広げて川を掘ったものですから、洪水のときに水が変化するというエリアが相当狭まってしまっていると、こういう状況でございます。

その1つの対策事例でございますけども、鶴殿というところのヨシ原、これもかなり衰退してきておりますけれども、その場所の高水敷を切り下げまして、冠水頻度を上げてヨシ原の保全を図っていくというようなこともやっております。

また、今は横断方向の連続性の話ですが、縦断方向にもいろいろ堰等がございます、こういったものが縦断方向の連続性を妨げている要因になってございます。これは桂川の例でして、もう1つが猪名川の例でございます。

また、最近もう1つの要因としまして外来種がかなりはびこってきてございます。これは淀川の下流域でウォーターレタスという、ボタンウキクサとっておりますが、これが繁茂、さらには淀川本川を流れている状況でございます。また、ブルーギル、ブラックバス、下にありますのは昨年秋にワンドを1つ、小さいのを干し上げたんですが、その中に3,000匹を超えるブルーギルが生息していたという状況でございます。また、琵琶湖の方では在来種の減少というのが顕著になってきておまして、なかなかその減少傾向もとまらないという状況でございます。

続いて治水の方にまいります。淀川の地勢の特徴といたしまして、上流の方はそれぞれ狭窄部、いわゆる川幅の狭いところがございます。それによりまして、その上流域では非常に浸水被害が多いという状況でございます。

順次行きます。まず、桂川ですが、亀岡のところでこういう浸水被害が起こっております、ここの部分は京都府の管轄エリアでございます、府の方でいろいろ改修、整備が進められているという状況です。

続いて、これは上野でございます。木津川の岩倉峡という狭窄部の上流、ここでもやはりそういう浸水被害が頻発しているという状況でして、この地域では上野遊水地という遊水地事業を今整備を進めているという状況でございます。

また、その上流で川上ダム、これが上野遊水地とあわせて洪水被害の軽減を図るという目的で計

画をされております。

それから、琵琶湖の方に移ります。琵琶湖の特徴としまして、流入河川が非常に多い、しかし出口の方が瀬田川1つということで、どうしても水位が上がりやすい、そういうような特徴を持っております。それを軽減するために出口の川であります瀬田川、これを掘削するわけですが、単に掘削するだけでは水がどんどん流れていってしまいますので、そこで水量をコントロールする瀬田川洗堰という堰をつくっているという状況でございます。

ただ、これはもう1つの役割といたしまして、下流の洪水被害を軽減するために下流の方で非常に危険な状態になったときにはこの堰を全閉するというような、今ルールになってございます。その後下流の方の危険が去った後これを全開いたしまして、琵琶湖にたまっている水を下流の方に流していくと、こういうことになるわけですが、その琵琶湖の水位の上昇をできるだけ抑えるというために、下流の能力を上げるということで、今計画いたしておりますので、その瀬田川の改修、それから天ヶ瀬ダムの再開発、そして塔の島の改修というのがそのメニューになってございます。

それから、琵琶湖の周りでも浸水被害は起こってございまして、これは大戸川の例でございます。この大戸川の浸水被害の軽減、さらには淀川、宇治川の洪水対策のためにその上流に大戸川ダムが計画をされてございます。

また、琵琶湖の北の方で流入いたします高時川、ここの洪水被害の軽減という目的で丹生ダムが計画をされているという状況です。

それから、もう1つ猪名川というのが、淀川の下流の方でつながっております、これも淀川水系の一つでございますが、ここについても銀橋というのが真ん中あたりに赤くございまして、ここが狭い状況になってございまして、その上流で浸水被害が多発しています。この対策といたしまして、上流に水をためる、あるいは銀橋の部分を開削をいたしまして下流に水を抜くということなるんですが、そのためには下流の対策が必要ということで、現在その下流の神崎川の改修、あるいは洪水を調節する余野川ダムというのが計画されているという状況でございます。

次に、本川の話ですが、堤防でございますけれども、これはちょっと象徴的に書いてございまして、木津川についてはこういう砂でできておりますので、かなり堤防自体も中身がよくわかっていないということもありまして、これを何とか強化をしていくということで、堤防の強化事業というのも鋭意進めているところでございます。

それと、最近雨の降り方が変わってきたというような話をよく聞きます。このグラフは全国1,300カ所のアメダスの1年間に、上は50mm以上、1時間に50mm以上の観測された回数でございまして、最近かなりそういう短時間にたくさんの雨が降るといのがふえてきているという状況でし

て、昨今やはり異常降雨ですとか、あるいは観測史上初めてというようなせりふをよく耳にします。

その対策といたしまして、通常の堤防であれば水が越水しますともろいわけですが、それをスーパー堤防という幅の広い堤防で水が越水しても壊れないような堤防を整備しておりますが、これは町づくりと一体となって整備する必要がありますので、非常に時間がかかるという状況で、一方でやはりほっておけないという中で、ハードとソフトの推進ということで、沿川市町村と一緒になしまして、避難情報ですとか、あるいはふだんから住民の方々に心がけていただけるような、そういう取り組みを進めているという状況でございます。

次に利水の方にまいります。高度成長期、かなり水需要が逼迫しているという状況の中で、この淀川水系でも順次水資源開発施設がつくられてまいりまして、現在8ダムと2堰がございます。

ただ、最近になりまして都市用水の使用水量が減ってきているという状況で、下のグラフは特に工業用水についてはかなりの減少傾向が見られるという状況でございます。ただ、一方では漏水が起こってございまして、これは平成6年の状況ですが、その左の写真を見ていただきますと、湖岸堤がずっと続いておりますけれども、ふだんそこまで琵琶湖の水面があるんですが、平成6年のときには湖岸堤からはるか先まで水際線が後退したというようなことがございました。その一つの要因としまして分析をいたしますと、最近雨の降り方といいますか、年間の降水量が暫減傾向にあります。しかも、雪についても減ってきているというような状況もございます。この対策といたしましての一例でございます。既設ダムについて効率的な運用操作といったものも進めてきているということでございまして、またあるいは水需要抑制の啓発という点でその取り組みを進めていると、こういう状況でございます。

一方で逼迫している状況もございまして、これは伊賀地域の事例でございますけれども、工業団地が計画されています。また、現在使われている水道水源、これが老朽化したために供給能力がかなり低下してきていると、こういうような状況もございます。

また、一方で琵琶湖の水位なんですが、この緑の線で書いておりますように、夏場治水のために水位を下げるというような操作のルールになってございますが、ただこの水位を下げる時期にニゴロブナの産卵期がぶつかってございまして、その水位の変動がニゴロブナの産卵に影響があるのではないかというようなご指摘もいただいております、これら琵琶湖の水位操作と生態系の関係、これも大きな課題でございます。それと、関連して、既設ダム、先ほど8つあると申し上げましたが、これも幾つか課題を抱えてございまして、その代表的な事例として、天ヶ瀬ダムで堆砂が進んでいるというような状況についてのご紹介でございます。

次に、利用面ですが、これは河川敷の利用、かなりいろんな多面的な利用がされておりますけれ

ども、1つ課題になってございますのが、これは向島という宇治川のところですけれども、ツバメのねぐらで有名なヨシ原です。ただ、その横にグラウンドがかなり設置されておりまして、そういう環境に対する影響なんか懸念をされているという状況でございます。ただ、一方でその河川敷利用、私どもとしてできるだけこういうグラウンドは外に出ていってほしいというふうに話をしておるところでございますけれども、こういう野球が盛んであるという事情もございます。なかなか周りにこういうスペースをつくれないうような事情もありまして、これからの話し合いという中で、そういうことが課題になってございます。

次に船の話をさせていただきます。江戸から明治・大正にかけて、淀川は物資の輸送の導線になっておったわけでございますけれども、昭和になりまして陸上交通によってこれが衰退したという状況でございます。ただ、一方で阪神・淡路大震災で船による緊急時の輸送というのが見直されておりまして、そういう中でもう1つは、やはり船のある風景、川に船が浮かんでいる風景というのもいわゆる情緒があるものでございますから、そういう舟運の復活に向けての取り組みも今進めてございます。その一つの課題としまして、淀川大堰の部分に船が通れる道が現在ありません。その設置というのが一つの課題になってございます。

最後に、「情報共有と連携」ということで、これは河川レンジャーと申してございますが、河川管理者と住民の間に入りまして、要は、川のこれからの整備を住民の方々と、地域とともに進めていくというために、その間に介在していただくということで河川レンジャーの方を、今試行的に何人かの方になっていただきまして、それぞれ活動を進めているという状況でございます。この推進というのも今後の課題ということでございます。

ざっとの説明で大変申しわけございません。

以上でございます。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。15分以内にやっただきましてありがとうございました。

それでは、今の説明は、河川管理者がざっと認識されておる現状ということで、これからここで質疑応答、議論しても仕方ございませんので、それはそれということで、またこれから現地でありますとか、あるいはこれからの委員会の中で深めていきたいというふうに思います。

あと、何かあるんですかね、河川管理者の方からまだご説明はあるんでしょうか。そしたらお願いいたします。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。河川調査官の井上です。資料の4-3-1から4-4-1、4-4-2までもうすべて残

りの部分すべて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○宮本委員長

どうぞ。

③河川整備計画策定にあたっての基本的な考え方について

④今後のスケジュールについて

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

まず、4-3-1でございます。河川整備計画策定に当たっての基本的な考え方、先ほどご質問にもございましたけれども、いつごろ出すのかということでございますが、原案は8月中に出したいと。その作業を今、しているわけでございますが、それに当たって私どもがベースとして持っている基本的な考え方が何かということでございます。

これまで流域委員会の中でもご議論していただいたり、我々河川管理者の方が基礎案の中に盛り込んだ内容であるとか、今回新たに策定された河川整備基本方針であるとか、そこら辺のものを、それを踏まえて、この基本的な考え方というものを持っているところでございます。

まず、1つ目の丸は、川と川の中の連続性というもの、これを徹底した連続性を確保していきたいということで、川の縦横断方向の連続性だけでなく、川と、ここで書いてある田んぼ、水路、そういうものの関係についてもきちっと把握した上での取り組みというのを持っていきたい。また、川と人との関係ということについても、そのつながりということを大切にしていきたいというものでございます。

2つ目の丸は、洪水の被害のことについてでございますけれども、ハード・ソフト両面にわたって推進していきたいと考えております。特に淀川におきましては、通常の河川と異なる点といたしましては、3川が合流しているということで、それぞれの3川の特徴があり、この山崎のところで合流しているというふうな問題によるそのバランス、それがまた上下流のバランスとも関連して非常に淀川の中では治水対策上難しい問題がございます。ここら辺の河川整備に当たりまして、手順を明確にした上で実施していきたいというふうに思っております。

その中でも特に上流から流れてくる流量というもの、洪水が下流側において過度の負担がかかることのないように、流域全体でリスクを分担するといったような対策を講じることを考えていきたいというふうに思っております。

河川の利用につきましては、自由使用の原則ということがございますけれども、環境教育ということも含めて、川でなければできない利用、川に生かされた利用というもの、こういうことを基本としていきたいということで進めていきたいと考えているところです。

利水のことにつきましても、水需要予測の見直し等を踏まえて、新たな新規の施設等を考えていく必要があれば考えていきたいということでございます。今後とも適宜水需要について確認して、その施設の運用等も適切に見直して、それから利水者、自治体、住民の方々、そこら辺の取り組み、水需要の抑制の取り組み、ここら辺とも連携をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、河川の問題のことでございますけれども、川が川をつくるというふうなことを手伝うという考え方で、河川の問題の保全、再生に取り組んでいくと。人が生態系の中でどのような位置づけとなっているのかということもきちっと踏まえた上で、次世代に引き継げるように取り組みたいということでございます。

非常に大きなイメージでございますけれども、こういうことの中で整備計画の原案を策定してまいりたいと思っております。

その4-3-2のところ、構成のたたき台というものを用意しております。先ほど川上委員の方からご質問がございました構成、これについての対比表みたいなものも用意できるよう努めたいと考えておりますけれども、現時点で私どもが考えているたたき台、これは章立てとか項目順序が変わることはあるかもしれませんが、今のところこの1. 流域の概要、2. 現状の課題、3. 河川整備の方針と具体的な整備内容という形になっております。中に含まれていることは、今申しました考え方に基づいて見直しをする部分は見直しをしているところでございますけれども、基礎案から考えてみますと、それまでの3章、4章、5章のところが一連として3章になっているというふうな形で、項目ごとにわかりやすい形を目指していきたいと思っております。

それぞれのポツの中の括弧書きのところ、これはこういうようなことを先ほどの基本的な考え方の中から出てくる具体的な施策イメージということを考えているところでございますが、これを8月中に原案を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、4-4-1の方にまいりたいと存じます。先ほど来スケジュールの話が出て、考えておりますが、一番右側の方の縦のラインでございます。河川管理者として考えていることといたしまして、原案を8月中に作成し、年が明けた時点で河川整備計画案の作成に取りかかり、これを法定の手続でございます府県知事、市町村にご意見をお伺いし、年度内に河川整備計画を策定するというスケジュールで進めたいというふうな目標を持っているところでございます。

その法定手続の中では、学識者、住民、各自治体の長の方々にご意見を聞くということにしておりますので、この流域委員会以外にも、私ども住民、首長の方々に複数回にわたって意見を聞く機会を持ちたいというふうに考えているところでございます。

流域委員会の中では、本日9日でございますけれども、今月の下旬から来月のこの当初にかけて、現地見学会を考えているところでございます。あわせて、その原案を作成しましたら、早期に委員会を開催していただいて、12月まで継続的にご審議していただくことになると思います。その間の、この間、点線でくくっているところでございますけど、ここをどうするか、これをぜひ委員会の中でご検討いただきたいというふうに考えているところでございます。

この必要な審議回数、時間につきましては委員会として議論する必要があると思っておりますけれども、河川管理者といたしましては、各専門分野について十分なお意見がいただけるようにしていただきたいというふうに考えておまして、ここに提示をさせていただいております、委員会というこの24人全体のものもでございますけれども、例えば分野別の集中的な審議の場、これはどういう形かというようなことは、ぜひ委員会の中で取り組んでいただきたいと、考えていただきたいというふうに思っておりますが、ぜひ効率的・効果的な審議ができるような場を整備していただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、資料の4-4-2でございます。これは、今月下旬、8月24、27、31、それから9月3日ということで、この淀川水系をある程度カバーできるような形で現地視察のルートを考えているところでございます。一部の方に事前に情報が欲しいという方にお知らせしたときとちょっと違っている場面が時間的にあるかもしれませんので、もう一度確認を、ご参加の方、希望される方は確認していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは、整備計画に当たっての基本的な考え方と計画の構成のたたき台というのは、これはまた改めて案が出たときにご説明願うということで、これについては質疑応答はやめたいと思います。

4-4-1のスケジュール案でございますけれども、これについては8月末に案が提示されて、先ほど12月で意見を欲しいということが確認されたわけでございますけれども、そのほかの点について、この資料4-4-1について、ご意見なりご質問がございましたら、お願いいたします。

はい、本多委員。

#### ○本多委員

本多です。この4-4-1の資料は、これから12月に向けて住民や市長や学識経験者から意見を聞くという、河川整備計画をつくる上に当たっての法定手続に入ってくるのではないかというふうに思います。それで、この中で3つ大きく聞くところがあるんだろうと思っておりますけれども、学識経

験者から聞くというこの場面では、多くの住民の皆さんの傍聴もいただいて、関心も持っていていただいています。また、住民の部分でも関係者だけではなくて、流域住民広くわたってやっていただいていると思います。

ただ、この3つの中で1つ住民が参加できないのが、この市長の意見聴取なんですね。市長というのは、私たち住民の自治体の長でもありますし、また国が聞く、国交省は私たち国民の代表する政府の機関でもあるわけですから、こういうところにも住民が参加できるような、傍聴できるような、そんなすべての分野にわたって住民がかかわれるようにしていただきたいなというのが1つあります。

それともう1つは、今まで歴代の流域委員の皆さんが、随分この川の計画については考えてくださっていましたので、ぜひ元流域委員の皆さんにも意見を聞くような場をつくっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

**○宮本委員長**

どうぞ、はい。

**○千代延委員**

千代延です。何回も済みません。スケジュールについて、非常に厳しいスケジュールだと受けとめています。そこで1つだけ河川管理者にお聞かせいただきたいのは、基礎案を出された後、河川整備基本方針ができないからという理由で今までおくらせていたわけですけれども、その基本方針を、中央の検討小委員会で取り上げられたのが一昨年10月3日だと記憶しておるんです。利根川と一緒に始めになったと思うんですが、続いて10月12日、11月30日ぐらいで、とんとんと3回おやりになって、ぱたっと1年以上とまりました。それからことしになって進み始めた。

それで、さあできたからというて一斉にむちが入って、最後のコーナーを走れということになっておるんですが、これができるかどうか、やる努力はしますけどね、ここの本省がサボっとるとはおっしゃらないと思いますが、何故そんなに時間がかかったのかその辺の事情だけ教えていただかないと、さあ最終コースだ、おまえたちは走れだけでは、一生懸命やるつもりですが、どうももう一つ納得いかない。そこだけご説明をお願いしたいと思います。

**○宮本委員長**

それでは、まず本多委員の方のご意見で、市町村長の意見聴取についても住民が傍聴できるのか、そういうふうなことができるのかということをございます。これについてはまず河川管理者の方でお答え願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

河川部長の谷本です。ぜひそういうやり方を我々もやりたいと思っけていまして、実はレビュー委員会のときに首長さんたちにお集まりいただいて、議論していただいて、傍聴もしていただくという形をしました。ああいうやり方をさらに発展的に工夫をしていきたいということを考えております。

○宮本委員長

それから、もう1点は、この委員会の議論において、過去の歴代の委員の方の意見も聞く機会が欲しいということでございましたけれども、これは河川管理者が判断することではなくて、この委員会が運営の中で議論する話なので、それはそういう意見があったということで、今後この委員会の中で議論したらいいというふうに思っております。

それから、千代延委員の、基本方針がえらい1年半ほどとまっていたのに、何でこの整備計画だけ最後の三月ほどだけでむちを入れるんだという話ですけれども、これについてご説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

スケジュールが大変厳しいのはそのとおりで申しわけないと思います。まず、基本方針の方が全部で7回開いておって、最初の3回と次の4回で1年ちょっと間があいておるということでございます。

その経緯が、最初の3回、先ほども淀川の所長が大変はしょって淀川の現状と課題をご説明しましたが、この辺の説明をして、それからそれまでございました淀川の工事実施基本計画という、基本方針のものの形といいますか、もとの形に基づいたものについて議論していたんですが、この中で、先ほどもありましたように、下流が大洪水になったら洗堰を全部閉めてしまうということで、琵琶湖を形の上で切り離して、下流の淀川だけの安全の計画を立てているということは根本的に見直すべき問題なのではないかとか、それからその3つの支川が合わさって本川淀川になる、というか宇治川本川なのかもしれませんけれども、それぞれに途中ですぼまっている狭窄部というのを抱えていて、将来的にはその上流にも一定の安全度を確保するために、その狭窄部を広げようということが、今の工事実施基本計画には書いてあるわけですが、当然そういうところを広げれば、上であふれて、上のどこかにたまっていたはずの水が下流に流れてくると。そうすると、上流は自分のところに降った雨水を自分の川が流すんですが、大阪はよその上流に降った雨水も全部一緒に流すことになるわけですから、そこにツケを全部寄せてしまうというのはよくよく考えないといかんと。そこで、上下流バランスという、新しい、新しいというか、当然といえば当然なんですけれ

ども、そういったことをきちんと盛り込んで計画を見直そうということになりました。

従来は、もとの工事実施基本計画をベースに時点修正をしていけばいいのかと思っておったのですが、そういう大きなテーマをいただいたものですから、正味1年ぐらいをかけて中では大分検討させていただいた。それが、小委員会の議論の中では基本理念というような形で整理をされましたが、そういった整理の仕方を全く新しく切りかえるのにそれなりの時間を要したということであります。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは、もう時間も大分押し迫ってきていますので。

はい、どうぞ。

○河田委員

先ほどの話で、たたき台が今月中に出てくるということなんですが、このたたき台の「2. 現状の課題」というか、これのスタンスを間違えると、実は3が全部書きかえというようなことにもなりかねないと思うんですね。ですから、いわゆる現状の課題というものをどうとらえるかというのが、実は大変重要だと思うんですね。

というのは、3以下はかなりテクニカルな問題でクリアできると思うんですが、この2のところは、やはり流域全体を見たときの、例えば住民の現状とかですね、いろんなものが絡んでおりますので、できたら2のところを早く提示していただいて、そういうスタンスでいいのかという議論を踏まえて、あとは科学技術の問題ですから、そういうところでかなりカバーできると思うんですが。要は、我々は一体その課題をどう考えるのかというところが非常に重要だと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思いますが。

○宮本委員長

わかりました。もともとこの流域委員会は現状を共有して課題を共有しようと、それをやらないことには対策は出てこないということでスタートしておりますので、今河田委員がおっしゃったように、この現状の課題をいかにみんなが共有するかというのが一番大事だと思っているんですね。

そういう意味で、計画案が全部整ったからご説明しますという前に、この現状の課題について、きょう15分ほどでしゃべってもらいましたけれども、きっちりと皆さんと議論して共有した方がいいじゃないかという、本当にそのとおりでと思うんですけれども、それは河川管理者の方で対応できますよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上です。今のリクエストにおこたえできるように取り組みたいというふうに思い

ます。

**○宮本委員長**

はい、わかりました。はい、本多委員どうぞ。

**○本多委員**

ちょっと今の話なんですけど、このたたき台を見ますと、今までの基礎案には、確かに課題や現状があってそれをどうするかということが書かれていると思うんですけども、それに取り組むに当たっての理念的なものもちゃんと考え方というところを書いてあるんですよね。でも、その理念をやっぱり抜かしてしまったら、やっぱり問題があると思うんです。それが、このたたき台の中にどこに該当するのかなというのがちょっとわからなくて、理念が抜けてしまうのかなという危惧をちょっと持っています。

以上です。

**○宮本委員長**

当然理念があるわけですので、それは現状課題とそこからそれに基づいた理念とといいますか、それはご説明願うということによろしいですね。

そしたら、今の意見が出ましたから、計画案ができるまで待つというのではなしに、理念と、それから現状の課題について、できるだけ早くこの委員会で議論させてもらうということで、また日程調整についてはしたいというふうに思います。

ほか、はい、どうぞ。

**○綾委員**

綾ですけども、スケジュール表のところ10月、11月の破線で囲った中で、いろいろ集中的な審議の場を検討と書いてあるんですけど、これは部会とかそういうような形の組織をつくってそこで集中的にやりましょうということを要請されていると思ったらよろしいのでしょうか。

**○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）**

必ずしもそのやり方というか、構成については、こちらの方から特段こうしていただかなければならないということはないです。今まで部会というような形もあれば、検討会とか研究会とかいろんな形もありますので、それがどういうやり方がいいかは、ぜひ委員会の中でご検討いただければというふうに考えております。

**○宮本委員長**

はい、ありがとうございます。

5) 今後の進め方について

○宮本委員長

それでは、今ちょうどこの部会の話が出たんですけれども、今後の進め方というところに移りたいと思うんですけれども、規約の第5条で「委員会は、委員会の下部組織として、地域別又はテーマ別の部会を設けることができる。」というのがございます。

それから、第6条で「必要に応じてワーキンググループ（以下WG）を設けることができる。」ということになってございます。

先ほどの河川管理者からのお考えでは、大変タイトなスケジュールでお願いしているんで、それぞれ機動的にといいますか、集中的に議論をしてもらえるような工夫をお願いしたいというふうな趣旨だと思います。この点につきまして、これは委員会で決めることでございますので、部会の設置あるいはワーキンググループの設置について、皆様何かご意見はございますでしょうか。

はい、寶委員。

○寶委員

寶です。今期から参加したものですので、ちょっと確認させていただきたいんですけど、今までの部会がまだ存続しているのかどうかということですね。今回57回の水系流域委員会ですけれども、従来の部会で56回までにもうやめたのがあるのかどうかとか、あるいはもう既に役割を果たしたのがあるのならば、やめる手続もせんといけませんですね、この委員会の中で。ですから、そういう部会ですとかワーキンググループの存続をどうするのかということにつきましてお聞きしたいと思いますが。

○宮本委員長

それでは、これは庶務の方から、この前の委員会まででどのような部会が設置されていたのか、あるいはワーキンググループがあったのか、それをご説明ください。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

庶務の方です。地域別部会として、淀川部会、木津川上流部会、琵琶湖部会、猪名川部会が設置されております。それから、テーマ別部会で住民参加部会、利水・水需要管理部会が設置されております。それから、ワーキングとして琵琶湖の水位操作ワーキング、意見聴取反映ワーキングの2つが設置されております。

現在、それらの部会、それからワーキングがあるかというご質問ですけれども、1月30日の段階で一応意見書としてそれぞれご提出されております。ただ、部会がそこで終わったということについては、まだ1月30日の第56回委員会ではすべて終わったという形にはなっておりません。意見書

は一応出たということで、ある部会、利水・水需要管理部会の荻野部会長からは、これで一つの仕事は終わったというご発言はありましたけども、解散したとかそういうような認識ではないのかなと、そういうふうに庶務としては思っております。以上です。

**○宮本委員長**

よろしいでしょうか。そうすると、今存続する部会もワーキングもあるわけなんですけれども、今後この委員会がどういうふうな集中的な議論をするかということについては、先ほど河田委員からもございましたけれども、現状の課題をまずやらないことには、その辺どう集中するかということもなかなか出ないと思うんですよね。それで、これからやる現地の視察、それから現状の課題の共有ということを経た上で、どういうふうな集中審議をするかということはこの委員会で議論して、部会なりワーキングの設置をこの委員会として決めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。そしたら。

どうぞ、田中さん。

**○田中委員**

運営会議の話が出てないんですが、委員長、副委員長、3人決定しているわけですので、運営会議は、はじめこの三名でやっていただく事を一応この会で了承していただければと思います。

**○宮本委員長**

今までは、委員長、副委員長、それから部会長が運営会議を構成しておりました。それで、事前に調整するところは調整するというをやっておったのですけれども、今回しばらくの間は部会長なりが決まらないという中で、運営会議をどうするかということでございます。何かご意見ございますでしょうか。

はい、寶委員。

**○寶委員**

当面、委員長と副委員長3人でやっていただいたらどうでしょうか。

**○宮本委員長**

そのようなご意見ですけども、いかがでしょうか。

ご異存ないということでございましたら、できるだけ委員の方々と連絡を密にとるという条件で委員長と副委員長の3名で、それでは当面運営会議を開催させてもらうということに決めさせていただきます。では、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○本多委員

確認だけしておいていただきたいんですけども、新しい委員がいらっしゃいますので。運営会議は委員の傍聴が可能だということの従来でよろしいのでしょうか。

○宮本委員長

そうなおったんですね。私もちょっとそれは確認できてないのだけど。運営会議は委員の傍聴は可能だと、よろしいんですね。

では、その辺については変更なしということで、運営会議については各委員が来られて傍聴できるということにさせていただきます。

6. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは、よろしいでしょうか。そしたら、時間がちょっと予定の12時半を回ってしまっているんですけども、あとは議題とすると、とりあえず5まで終わったということにさせていただきます。一般傍聴者の方々がたくさん来ておられます。一般傍聴者の方々からご意見を伺いたいというふうに思います。ただし、もうこれは時間が、まことに申しわけないんですけども、予定時間を過ぎておりますので、できるだけポイントを絞って端的に、不満そうな顔の方もおられますけれども、ぜひお願いします。

それでは、挙手でお願いいたします。そしたら、今5名の方が手を挙げられておりますので。それでは、あちらから行きましょうか。そちらの方、庶務マイクをお願いします。

○傍聴者（橋本）

過去の委員会、きょうの説明の中でも入ってなかった問題で、淀川左岸線というのがあります。これは淀川左岸線第2期です。阪神高速道路公団は、これが採算に合わないというので引いてしまって、事業主は大阪市ということで、地元で反対されている方々と今やりとりをやっています。

その中で、スーパー堤防の中に半地下式のコンクリート構造物をつくって、その中に自動車を通すと、こういう問題があるんですね。これは此花の高見2丁目から中津までです。これも堤防の中にそういう構造物を通すということですが、これは防災上どうなのか。これは今大阪市と地元の「中津コーポ高速道路に反対する会」が公害調停の中で議論が進んでいるんですけども、この問題も河川整備計画の中で避けて通れない問題ではないかという気がしております。したがって、この委員会でその問題についても議論していただきたいというのが私の意見です。

○宮本委員長

ありがとうございました。左岸線がどういう格好で案の中に入るかどうかわかりませんが、

当然その辺について入るのであれば、今のような説明はこの場で行われるというふうに私は理解しております。

そしたら、次、こちらの方で手が挙がった方。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。3期の流域委員の先生方、この流域委員の仕事をお引き受けくださりましてありがとうございます。

私たち住民は、この流域委員会に自分たちの愛する、住んでいる川をどうなってほしいという夢を持って、この流域委員会の傍聴に参加しています。けれども、この流域委員の意見を何か自分たちの都合のいい意見を言ってほしいと、そのために圧力をかけたいと、そのような考えでここへ集まっているわけではありません。流域委員会は、この場所は、委員の先生方とともに河川管理者、河川を仕事にしている方々、そして住民が新たな川づくりを勉強し、そして一緒に考える場として、この場所をつくっているんです。流域委員の先生方には、ぜひ積極的にこの委員会に出席されて、積極的に意見を述べていただきたいと思います。そのためにこちらが何か圧力をかけるようなことは決してないと思いますので、ぜひ萎縮しないで堂々と意見を述べていただきたいと思っています。

流域委員会はこの6年間の間に約70名の委員がおりました。その中で委員として残っているのは12名です。また、河川管理者も多くの方がかかわってくださいましたけれども、そのほとんどは入れかわってしまっています。けれども、流域委員会の意見書や提言は、流域委員の意見だけ議論の内容だけではなくて、住民などの意見、河川管理者との議論の末に、流域委員自身が心血を注いで自分たちの手で書いてきた文章です。流域委員会にかかわってきたみんなの思いが、この提言や意見書には詰まっています。ただの諮問委員会の意見書とは思わないでほしいんです。そして、新しく流域委員になられた先生方には、ぜひこの提言や意見書の内容、その思いを受けとめて、河川整備計画原案の審議に生かしていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、お隣、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井と申します。毎度やかましく言いまして申しわけございません。今、細川さんが言われたように、萎縮しなしてくださいと、私は萎縮する方の物の言い方をさせていただきます。なぜかと申しますと、きょうの審議資料に入っていますが、読み上げます。

拝啓、国土交通省近畿地方整備局、布村明彦局長殿。平成19年8月9日。おめでとうございます、お祝いでございます。淀川水系流域委員会が再開されました。住民にとって、本当にめでたい

のかどうか、お仕着せ委員会になるんじゃないか、お手盛り委員会になるんじゃないか、初日の議論を聞いておりますと非常にそういう傾向が私も感じています。 しっかりしてや！！しっかりしてや！！流域委員会。これは第28回委員会で河川管理者が住民に向けて、意見交換や聴取をしようとしたときの呼びかけの言葉です。

審議されているように、河川整備計画を決定していく、日程的につらいとか言われています。千代延委員が言われたように、国の社会資本整備河川整備基本方針検討小委員会、同、河川分科会、私は全部傍聴参加してきました。

住民で行っているのは私ぐらいじゃないでしょうか。感じましたことは、現実そのものです。谷本河川部長、井上調査官が言っておられる安易な内容ではありません。全身で屈辱を感じております。なぜかと申しますと、まず審議の内容が、5月14日第65回基本方針検討小委員会以降、議事録が公開されておられません。もちろん同、河川分科会議事録も公開されておられません。

審議資料も各住民に対して、国や関係地方自治体も十分な説明責任を果たしていません。これからされると思います。この審議の内容をわからずに発言されている立派な御用学者委員さんもおられます。この審議の議事録が出てないのに何が淀川水系河川整備計画なんですか。その議事録を御覧になり、流域関係住民になげかけてください。河川整備基本方針が、これでいいのかということをもまずご自身に問いかけてください。

まず決めていただきたいのは、スケジュール的なものも含めてですが、「河川整備基本方針差し戻しにむけて」議論をしていただきたい。

それを次回の委員会までの運営委員会、各部会、その他関係会議を全て公開にしてください。住民が参加して、住民注視の中で意見を聴いて決めていただきたい、そう思います。

続き、やります。きょうは布村局長は来られていません。きょうもです。1回も来られていません。あの方は、奥の院で「ああせい、こうせい」住民に向かって、2府4県の住民に対して、まさに官僚行政をやり続けています。

読み続けます。貴殿が国交省近畿地方整備局長に就任以来、淀川水系流域河川整備は、流域関係住民の意見を無視して行政を、今も言いましたように執行しています。その間、各河川、琵琶湖も含めて、河川環境は悪化し続けています。

もう復元不可能な状態になっております。イタセンパラの状態がそうでしょう。ワンドがそうでしょう。一生懸命にやっても元に戻らんでしょうが。壊滅的打撃を受けています。このような官僚的行政は、これ以上、2府4県の流域関係住民は我慢できません。依って、布村局長の辞任を要求します。回答ください。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございましたというしかない。局長の辞任をここで言われましても、それはなかなか受けとめにくいと思うので、一応そういうふうな厳しい河川行政に対するご意見があるということは、河川管理者もそうだし、私どもも踏まえた上でこれから運営していきたいというふうに思います。

では、こちらの方どうぞ。

○傍聴者（増田）

箕面の市会議員の増田京子です。私も6年以上、この流域委員会を傍聴させていただいてきてまして、本当にきょうは重要な会議であるにもかかわらず局長が来ていないということは、私も再度抗議とさせていただきますけれども。

もう1つ、きょうは河川管理者と委員の皆さんに1つずつお願いと抗議をしたいと思うんですが。まず河川管理者に、この6年間、本当に私も最初この委員会がどのようなものになるのかというのは危惧を抱きながら傍聴しましたけれども、これは河川管理者の皆さん、そしてこれまでの委員の皆さん、そしていろいろな住民、そしてマスコミの皆さんとも一緒になって淀川モデルというのがつくられてきたと思っております。

ですけれども、ことし1月31日に突然に休止になって、レビュー委員会が設置されました。私はこのことに関しまして冬柴大臣にも抗議を申し入れ、そしてそれに対してきちっとした委員会を設置するからという答申をいただきましたけれども、やはり河川管理者はまだまだ旧態依然の体制に戻ろうとしております。それが、本当はレビューされるべきは、この淀川水系流域委員会を受けてレビューされるべきは河川管理者であったはずなんですけれども、この委員会をレビューしてしまったと。

それでも、やはりこの淀川モデルのすばらしさが相まって、レビューの結果は私は一定尊重いたしますけれども。その後、河川管理者、今回公募されましたが、私は応募しましたけれども、それに対してどういうふうにして公表するのかと言いましたときに、井上さんいらっしゃるんですけども、新聞マスコミ公表だけだと言われました。ですけど、マスコミに名前が載りましたでしょうかと私は抗議して、応募した全員に必ずあなたはどうでしたということを報告すべきだと言いましたら、それはきちっとしていただきました。そこは評価しますが、言わなければ民主的な手続さえとれない状況だということをぜひ認識していただきたいと思うんです。

これまで淀川モデルとして培ってきた6年間、10億以上のお金がかかっています、税金です。私はそれでも、これは本当に人の命を検討する重要な委員会として、民主主義のコストと言いました。

その民主主義のコストをむだにするかしないか、この委員会と河川管理者の皆さんにかかっているということを認識していただきたい。これを抗議として河川管理者に申し入れいたします。

そして委員の皆様、この選ばれ方、やっぱりちょっとこれまでの淀川モデルにしたら不透明なところは多々あります。けれども、きょうは皆さんのお一人お一人の自己紹介などを聞いておりまして、私は大いに期待をしております。

ですけれども、宮本さんが委員長になられて、これも私はすごいかけだなと思ったんですけれども、この淀川モデルのすばらしさを知らない方は、多分この委員会は元河川管理者、それも国土交通省の防災課長までなった人が委員長になるということは、委員会も河川管理者に牛耳られたのかというような偏見を持たれる可能性もある中で、元河川管理者の宮本さん、それもこの淀川水系流域委員会を立ち上げられた宮本さんを委員長にされたという皆さんのこれからの審議がどれだけ重いものかということをしかりときょう感じていただいて、私たちも公平、公正、本当に透明性のある、私たちも意見を言うように努力しますので、ぜひそういうこれまでの6年間ということをきっちり知った上で、河川法が改正されてそれを知った上で、もちろん皆さん御存じだと思うんですけれども、どう議論されてきたか、やはり傍聴記録を見るだけじゃなかなかわからないんですよ。今のこういう傍聴者の発言とかを聞いていただいて、私たちも住民意見を何度もあちこちで言ってきました、そういうことがあって今があるということ肝に銘じていただいて、本当に民主的な議論をしていただけることだと私は期待をいたしまして、これからもできる限り傍聴しますので、どうかよろしくをお願いします。

#### ○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、最後、どうぞ。

#### ○傍聴者（今本）

京都市から来ました今本です。きょう初めて傍聴席から発言させていただきますが、きょうの配られましたスケジュール案を見まして、この委員会は河川管理者になめられてます。

意地の悪い言い方かも知れませんが、なぜ6カ月間休止したんだろうと思ったら、皆さん方にできるだけ審議させないように、現状の問題点を悟らせないように休止したんじゃないかという批判をしたくなります。

つまり、これから現地視察だとか現状の課題をやられるわけですよ、そういうことは過去のことで、これまでにできたことです。もし休止せずにやっていたら、ゆっくりとやって、かなりもう既に今あるレベルに達しているはずなんですけれども、それができていない。また、そういうふうに住組んだんじゃないかと言われるほど、私はこのスケジュール案には不満です。

しかし、年度内に決めたい。非常に身勝手ですよ。例えば河川法が改正されてから、基本方針だとか整備計画をつくらなければいけないと言われながら、この10年間ほったらかしていた、あわてて今やろうとしている。この委員会に対しては、これだけゆっくりとやって、せっかくあるレベルに達しながら突如としてああいう形にして、今度出てきたら最後をこう決めている、これは非常に不見識だと私は思います。

それでも、もし今の委員の発言を聞いていますと、やられようということですから、それについては非常に私にご立派だと思いますし、ご苦労さんだと思います。その際、この河川整備計画策定に当たっての基本的な考え方というのを近畿地方整備局で出しておりますけれども、これは基本方針の考え方を丸写ししています。ということは、今の委員の皆さん方は基本方針についてもぜひ勉強してください。これをお願いいたします。以上です。

**○宮本委員長**

ありがとうございました。今いろんな傍聴者の方からご意見がございました。大変ご心配なっておられるのはよくわかります。ただ、この流域委員会は完全にオープンですから、これからこの委員会がどういうふうなプロセスを踏んでいくのか、そしてどういうふうなアウトプットを出すのか、これで評価してもらおうということしかないと思います。そういう意味において、我々一生懸命やりたいというふうに思っております。

それでは、予定されております議事次第は全部終わりましたので、庶務の方お願いいたします。

7. 閉会

**○庶務（日本能率協会総研 近藤）**

お疲れさまでございました。これにて淀川水系流域委員会、第57回委員会を閉会いたします。

**○宮本委員長**

ちょっと済みません。それと、この後、記者会見を申し込まれているということですよ。それで、基本的には委員長と副委員長が対応すると、それから河川管理者が横におられるということでやりたいと思いますけれども、ほかの委員におかれましても、その記者会見の場に、これはぜひ出られる方は出ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○庶務（日本能率協会総研 近藤）**

これにて終了いたします。よろしくお願ひいたします。

なお、報道関係の方は隣の部屋に記者会見場を設けておりますので、移動をお願いいたします。

[午後 0時53分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。